建築工事特記仕様書

令和８年４月版

千葉市都市局建築部営繕課

建築工事特記仕様書（令和８年４月版）

Ⅰ　工事概要

１　工事名称：千葉市立弥生小学校エレベータ設置工事

２　工事場所：千葉市稲毛区弥生町３番１８号

３　敷地面積：１６，７９０．０７㎡

４　構造規模：建築面積：２３．２２ ㎡、延床面積：６３，４２㎡

棟名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	消防法施行令別表第一	防火対象物
エレベータ棟（増築）	Ｓ造	4	9.24	49.44	７項	・特定　■非特定
㊀ 倉庫（増築）	Ｓ造	1	1.22	1.22	７項	・特定　■非特定
㋥ 倉庫（増築）	Ｓ造	1	6.36	6.36	７項	・特定　■非特定
㋟ 倉庫（移設）	Ｓ造	1	6.40	6.40	７項	・特定　■非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定

５　別途工事：

・他工事との取合いは別図による。

６　そ の 他：

Ⅱ　工事仕様

１　共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

「公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機改標」という。）、

「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説（令和５年版）」（以下「解共」という。）

「公共建築木造工事標準仕様書（（令和７年版）（以下「木仕」という。）

による。

２　特記仕様

（１）一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。

（２）一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。

（３）特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。

（４）項目下部に記載の（　　．．．）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。

（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

３　適用基準等

（１）「建築工事標準詳細図」	（令和４年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（２）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」	（令和７年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（３）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」	（令和７年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（４）「営繕工事写真撮影要領」	（令和５年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（５）「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部
（６）「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部
（７）「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部

項　目	特　記　事　項
1　一般共通事項（全工事共通事項）	
1　工事実績情報の登録 （建標、電標、機標1.1.4）	請負金額500万円以上の工事については、受注、変更及び竣工登録を行う。
2　施工体制台帳 （建標 電標 機標1.1.5）	施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。
3　環境への配慮 （建標、電標、機標1.4.1）	（1）本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。 　また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。 （2）千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 　公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）
4　工事関係図書	工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。
5　工事の保険	（1）受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。 　なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。 （2）本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。
6　公共工事の実施に伴う環境負荷の低減	千葉市役所環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。 （1）資材・廃土運搬時の環境配慮 （2）工事実施時の騒音・振動の低減への配慮 （3）基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮 （4）建設副産物の発生抑制及び再利用の推進
7　施工中現場への安全パトロールについて	工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部事故防止巡回班規約に基づく、建築部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合又はその他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。 施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会建築部会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。 なお、別途監督職員が指示する「安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。
8　安全訓練等の実施	「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。
9　低入札価格工事における下請負人のしわ寄せ防止	低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人１者につき、各１回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。 なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。
10　総合評価落札方式による技術提案等	総合評価落札方式による工事において、技術提案書の取り扱いは下記による。 （1）技術提案に基づく施工 　受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。 （2）技術提案が履行されない場合の措置 　受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとし

	て、工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに５点を減じる。
11　工事における創意工夫等実施状況	受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
12　ワンデーレスポンスの実施	（１）本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
13　調査に対する協力	（１）受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 （２）受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア　調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 イ　調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。 ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ　当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。
14　過積載防止	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。
15　近隣への配慮	本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。 （１）本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。 （２）本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。 （３）喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。
16　VE 提案	制限付一般競争入札による工事においては、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける。 VE 提案については、技術管理課ホームページ「契約後 VE 方式のページ」による。
17　施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
18　技術研修会の開催に対する協力	受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。
19　防振ゴム等の品質確保	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。
20　中間技術検査 (建標 電標 機標 1.6.2)	以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。 ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外　・非該当）。 （１）当初請負契約金額１億円以上かつ工期が６か月以上の工事 （２）「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む） （３）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用） ※実施時期・回数は、監督職員の指示による。
21　社内検査	下記いずれかに該当する工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書、品質確認書及び社内検査結果を記載した報告書を提出する。 （１）当初請負契約金額１億円以上の工事 （２）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用）

22　現場代理人の取扱い	本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。 （1）請負金額が9,000万円未満（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円未満）であること （2）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと （3）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと （4）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること （5）兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること また、別敷地にて2件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が9,000万円以上（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。
23　監理技術者の取扱い	本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を2件まで兼任することができる。 （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （3）請負代金の額が2億円未満であること。 （4）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。 （5）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。 （6）公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。 （7）兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。
24　従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。
25　デジタル工事写真	小黒板の電子化を行う場合は、現行の営繕工事写真撮影要領に準じて、下記の項目を全て実施する。 （1）受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用する。 また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示する。 （2）受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 （3）工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領「4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。 （4）受注者は納品時に、URL（https://www.jcomsia.org/kokuban）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
26　設計変更	本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき実施するものとする。
27　ウィークリースタンスの実施	本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。
28　建設キャリアアップシステム活用工事	本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建築工事建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

29　細目別内訳書の提出	千葉市建設工事請負契約約款第３条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。
30　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

2　一般共通事項（選択事項）

1　電気保安技術者 （建標1.3.3、電標1.3.2、機標1.3.2）	適用する。 ・ ・
2　施工条件 （建標1.3.5,電標1.3.3、機標1.3.3）	・居ながら施工 ・施工順序は学校協議による （１）解体作業等の著しく騒音・振動の発生する作業は、学校運営に支障のないよう考慮すること。ただし、工程等に遅れをきたす場合は、学校及び監督職員と協議のこと。 （２）仮設足場に関して、学校関係車両または関係者の通行に支障がないようにするとともに、安全対策に配慮すること。
3　発生材の処理等 （建標1.3.11、電標1.3.9、機標1.3.9）	（１）建設副産物等 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。 ア　工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。 「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。 イ　請負金額100万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、コブリス・プラスにより本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「コブリス・プラス工事登録証明書」を作成し、各１部提出する。 ウ　建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。 エ　建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、１部提出すること。 オ　建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。 カ　舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。 キ　再資源化等をする施設の名称と所在地

資材の種類	施設の名称	所　在　地
ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾞﾗ（有筋）	丸徳興業千葉中央 リサイクルセンター	千葉市中央区村田町８９３−４９６
木くず 金属くず	丸徳興業千葉中央 リサイクルセンター	千葉市中央区村田町８９３−４９６

※再資源化等をする施設を変更する際には監督職員と協議を行うこと

ク　産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。

（ア）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）

（イ）排出事業者名（〇〇株式会社　等）

また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。

（２）建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

ア　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。

（ア）再資源化等が完了した年月日

（イ）再資源化等した施設名称及び所在地

（ウ）再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

ウ　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

（ア）建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

（イ）書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

（ウ）書面は施工計画書に添付するものとする。

エ　分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用

（３）建設発生土の処分

ア　建設発生土の搬出

・発生土なし　・発生土あり

・搬出あり　名称及び所在地：

受入れ時間帯　：

仮置き等　：

搬出調書等　：

地質分析　：　・する　・しない

※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと

・搬出なし　・構内指示の場所にたい積　・構内指示の場所に敷き均し

イ　建設発生土の工事間利用

・利用あり　（　　建設工事、　　課発注）

ウ　建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100㎥以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

エ　受注者は、本工事において土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が5,000㎥以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づき書面又は図面により協議を行うこと。

4　材料・機材の品質等 (建標、電標、機標 1.4.2)	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、㈳公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS 及び JAS マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(社) 公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・機器仕様は、（ ・製造者の標準仕様　・国土交通省仕様）とする。 ・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等品以上とする場合あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
5　技能士 (建標、機標 1.5.2)	適用する作業は下記による。 作業種別：　　職種：
6　見本施工の実施 (建標 1.5.5、電標 1.5.3、機標 1.5.4)	見本施工の部分・部品（　　）
7　化学物質の濃度測定 (建標 1.5.9、電標 1.5.7、機標 1.5.8)	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン（教育施設に限る）、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定方法　・パッシブ法　・アクティブ法 着工前の測定　・行う 測定対象室　・図示　・室名（　　） 測定箇所数　・図示　・箇所数（　） 報告の様式等については、監督職員との協議による。
8　完成図等 (建標 電標 機標 1.7.1) (表 1.7.1)	・完成図　二ツ折り製本　A4 版（縮刷版）　２部 ・保全に関する資料　２部 ・材料、機器完成図　部 ・保全情報システム入力シート　１部 ・電子納品　２組 千葉市都市局建築部の電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]（令和５年４月版）による。 詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。 施工に伴う保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で３部提出する。（２部は写し可） （保証書） ・ 防水　工事目的物の引渡し日から　１０ 年間
9　概成工期	適用する　（　年　月　日）
10　設計 GL	・図示　・設計 GL　＝　現状 GL
11　工事用水	構内既存の施設　・利用できない　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
12　工事用電力	構内既存の施設　・利用できない　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
13　補助事業	本工事は国庫補助事業である。
14　週休２日促進工事	本工事は「千葉市建築工事における週休２日促進工事実施要領」に基づく、週休２日促進対象工事である。 ・完全週休２日（土日）Ⅰ型

	受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとする。 ・完全週休２日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、通期の週休２日に取り組むものとする。
15　情報共有システム （建標、電標、機標1.1.5）	本工事は「千葉市建築工事における情報共有システム試行要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 なお、システムを利用する工事の工事関係書類は原則電子データとして取り扱うこととする。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
16　遠隔臨場 （建標、電標、機標 1.1.14）	本工事は「千葉市建築工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場対象工事である。ただし、遠隔臨場を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
17　アスベスト含有建材の事前調査	大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。届出書等は環境規制課ホームページ「大気汚染防止法及び千葉市要綱に基づき必要な届出書等や作業時の注意事項」URL（https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/asbestoishiwata.html#jizenntyousa）による。
18　共通費実態調査	本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に反映することを目的とした、共通費実態調査対象工事である。なお、調査票は国土交通省HP「公共建築工事　共通費実態調査」からダウンロードするものとする。
19　工期・工程等	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 （１）作業不能日数：３　日間 （２）上記（１）は、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和２年～６年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。 （３）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が（１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
20　契約金の支払い方法について	本工事は会計年度が２か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。 なお、令和　　年度の支払限度額は請負代金額の　　%、当該支払限度額に対応する令和　　年度出来高予定額は請負代金額の　　%とし、令和　　年度の支払限度額は請負代金額の　　%、当該支払限度額に対する令和　　年度出来高予定額は請負代金額の　　%とする。

3　仮設工事

1　足場等

[建改標2.2.1] [表2.2.1]	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 材料、撤去材等の運搬 ・A種　・B種　・C種　[・]D種　[・]E種

2　騒音・粉じん等の対策

[建改標2.1.3]	[・]防護シートによる養生 ・防音パネルによる養生 ・防音シートによる養生

3　養生

[建改標2.3.1]	[・]既存部分の養生　・ビニルシート等　・ 図示　・ [・]既存家具等の養生　・ビニルシート等　・図示　・ ・固定家具等の移動　・ビニルシート等　・図示

4　仮設間仕切

[建改標2.3.2]
[表2.3.1]

種別	下地	仕材（厚mm）	充てん材	塗装
[・]A種 ・B種	[・]軽量鉄骨 ・木下地	・合板（※9.0　・　　） [・]せっこうボード（※9.5 [・]12.5　）	[・]グラスウール 厚さ50mm	[・]無し ・片面
・C種	単管下地	防炎シート		
[・]仮設扉	・木製扉 [・]鋼製扉	・合板張り程度　・ [・]片面フラッシュ程度・		[・]無し ・有り

5　監督職員事務所

[建改標2.4.1]	・構内に設置 監督職員事務所の規模 ・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度 監督員事務所に設ける設備、備品の種類、数量 ・監督職員の指示による ・既存建物内の一部を使用

6　仮囲い等

	[・]仮囲い [・]成形鋼板（[・]H＝2.0m　・H＝3.0m） [・]クロスゲート（[・]H＝1.8m、W＝6.0m　・H＝　m、W＝　m） ・シートゲート（・H＝1.8m、W＝6.0m　・H＝　m、W＝　m） ・パネルゲート（・H＝　m、W＝　m） ・仮設通路　設置箇所　・図示による　・ [・]仮設便所　設置する [・]交通誘導員　（・常駐　[・]必要に応じて）

4　土工事

1　埋戻し及び盛土

(建標3.2.3) (表 3.2.1)	材料及び工法 ・A種　施工箇所(　　) [・]B種　施工箇所(　基礎部　) ・C種　施工箇所(　　)、土質(　　)、受渡場所(　　) ・D種　施工箇所(　　)

2 建設発生土の処理

(建標3.2.5)	2 一般共通事項（選択事項）の 「3 発生材の処理等」による

5 地業工事

1 試験及び報告書

(建標4.2.1～4) (建標4.3.4～5) (建標4.5.5～6)	直接基礎 支持地盤の位置及び土質(基礎底部の位置含む) ・図示による ・ 試験掘り(根切り底の状態の確認等) ・行わない ・行う 位置等 ・図示による 杭基礎 支持地盤の位置及び土質(杭先端の位置含む) ・図示による ・ 試験杭の位置 ・図示による ・ 杭の載荷試験 ・適用する ・適用しない 載荷試験の方法 ・鉛直載荷試験 ・地盤工学会基準 JGS (　　)による ・ ・水平載荷試験 ・地盤工学会基準 JGS 1831 による ・ ・ 載荷試験の試験杭の位置、本数及び載荷荷重 ・図示による ・ 報告書の記載事項 ・ 地盤の載荷試験 ・適用する ・適用しない 載荷試験の方法 平板載荷試験 ・地盤工学会基準 JGS1521 による ・ 載荷試験の位置、載荷荷重 ・図示による ・ 報告書の記載事項 ・

2 既製コンクリート杭

(建標4.3.1) (建標4.3.3～6) (建標4.3.8) (建標7.2.5)	材料 ・杭の種類 ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC 杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC 杭) ・外殻鋼管付きコンクリート杭(SC 杭) SC 杭の鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490 ・ ・杭の性能及び曲げ強度等による区分等 ・図示による ・ ・杭の寸法、継手の箇所数等 ・図示による ・ ・杭先端部形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形 ・

	工法 ・セメントミルク工法 掘削深さ ・図示による　　・ 杭の支持層への根入れ長さ ・図示による　　・ 杭の水平方向の位置ずれ精度 ・杭径の 1/4 かつ 100mm 以下　　・ 根固め液及び杭周固定液の管理試験 ※標準仕様書 4.3.4(6)(コ)による　　・ ・特定埋込杭工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 ・ ・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式で α = 250 を採用できる工法 ・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式のうちα、β、γ が以下の値を採用できる工法 α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　) 継手 杭の継手の工法 ・溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による ・ ・機械式継手 杭頭の処理 ・処理する　　・処理しない 処理方法(切断に伴う補強方法含む) ・図示による　　・

3　鋼杭地業

(建標 4.3.5) (建標 4.3.8) (建標 4.4.3～6) (建標 7.2.5)	材料 鋼杭の材料　　・図示による　　・ 工法 特定埋込杭工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・ ・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式で α=250 を採用できる工法 ・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式のうちα、β、γが以下の値を採用できる工法 α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　) 継手 杭の継手の工法 ・溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による ・ ・機械式継手 杭頭の処理等 ・処理する　　・処理しない 処理方法(切断を伴う補強方法含む) ・図示による　　・

4　場所打ちコンクリート杭地業

(建標4.5.1)
(建標4.5.4～4.5.6)
(表4.5.1)
(建標5.2.1)
(建標5.3.4)

材料その他

鉄筋の種類

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295		
・SD345		

帯筋の加工及び組立
　・図示による　　・
鉄筋の最小かぶり厚さ
　・100mm　　・
鉄筋かごの補強
　・図示による　　・
組み立てた鉄筋の節ごとの継手
　※重ね継手
　　重ね継手の長さ
　　※標準仕様書 表5.3.2による　　・
　・
主筋の基礎底盤への定着長さ
　・図示による　　・
セメントの種類
　※高炉セメントB種
コンクリートの設計基準強度(Fc)
　・図示による　　・
コンクリートの種別
　・A種　　・B種　　・評定等の内容による
スランプ
　※21cm　　・18cm　　・(　　)cm
構造体強度補正値(S)
　※3N/mm²
　・図示による　　・評定等の内容による　　・
鋼材部分の材料
　・図示による　　・

工法
　・アースドリル工法
　・リバース工法
　・オールケーシング工法

　・場所打ち鋼管コンクリート杭工法
　　鋼管の材料　　・SKK400　　・SKK490　　・
　・拡底杭工法
　・

杭の支持層への根入れ長さ
　・図示による　　・
杭の水平方向の位置ずれ精度
　・杭径の1/4かつ100mm以下　　・
孔壁の確認(超音波測定器による)
　・行う　　・
　　測定箇所
　　・試験杭(　　)箇所、本杭(　　)箇所　　・

5　砂利地業

(建標4.6.2～3)

材料
　・再生クラッシャラン　　・切込砂利　　・切込砕石
砂利地業の厚さ
　※60mm　　・100mm

	範囲 ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下、土間コンクリート下 ・図示による　　・

6　砂地業

(建標4.6.2～3)	材料 ・シルト　　・山砂　　・川砂　　・砕砂 砂地業の厚さ ※60mm　　・ 範囲 ・図示による　　・

7　捨コンクリート地業

(建標4.6.4) (建標6.14.1)	捨コンクリートの厚さ ※50mm　　・ 範囲 ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による　　・ コンクリートの種類 ※普通コンクリート　　・ 標準仕様書 表6.2.1 以外のコンクリートを用いる場合 ・図示による　　・ 設計基準強度 ※18N/mm² スランプ ※15cm 又は 18cm　　・

8　床下防湿層

(建標4.6.2) (建標4.6.5)	防湿層 ・適用する 材料 ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm 以上　　・ 範囲 ・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) ・図示による　　・

9　地盤改良(深層混合処理工法)

(建標4.7.2～3)	材料 固定材の種類　　・セメント固化材　　・ 工法 方式 ※機械撹拌方式　　・ 改良体の設計基準強度(Fc)、改良体長さ、改良率、改良体幅 ・図示による　　・ 固化材の配合量及び水固化材比を決定するための対象とする地層 ・図示による　　・ 室内配合試験における一軸圧縮試験の供試体数 ・図示による　　・ 特殊な地盤等での試験施工 ・図示による　　・ 改良工事完了後の試験 一軸圧縮試験の検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ・図示による　　・ 六価クロム溶出試験 ・適用する　　・適用しない

10　地盤改良(浅層混合処理工法)

(建標4.8.2～3)	材料 固化材の種類　　・セメント固化材　　・ 工法 方式 ※原位置混合方式　　・

	改良体の設計基準強度(Fc)、改良対象土、改良範囲、改良厚さ ・図示による　　・ 固化材の配合量を決定するための対象とする地層 ・図示による　　・ 室内配合試験における一軸圧縮試験の供試体数 ・図示による　　・ 改良工事完了後の試験 一軸圧縮試験の検査対象、コア採取方法。供試体数、検査方法 ・図示による　　・ 六価クロム溶出試験 ・適用する　　・適用しない

6　鉄筋工事

1　鉄筋

(建標5.2.1)

鉄筋の種類等

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295	・D16 以下	
・SD345	・D19 以上	
・	・	
・	・	

2　溶接金網

(建標5.2.2)

鉄線の形状等

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網	JIS G 3557	・6φ　100×100 ・6φ　150×150	

3　加工

(建標5.3.2)

鉄筋の折曲げ形状及び寸法

・鉄筋の折曲げ角度が90°未満の折曲げ内法直径(D)

(　　)以上

4　継手及び定着

(建標5.3.4)

鉄筋の継手の方法等

部位	継手の方法		呼び径(mm)
柱及び梁主筋	・ガス圧接 ・溶接継手	・機械式継手 ・重ね継手	・
耐力壁の鉄筋	・重ね継手	・	・
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・重ね継手	・ガス圧接	・
上記以外(　　)	・重ね継手	・	・

継手位置

・図示による　　・

柱及び梁主筋の重ね継手の長さ

・図示による　　・

耐力壁の重ね継手の長さ

※標準仕様書5.3.4 (3) (ア) による

・図示による　　・

・先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同箇所に設ける場合

・図示による　　・

鉄筋の定着長さ

※標準仕様書 表5.3.4による

・図示による　　・

標準仕様書5.3.4(5)(イ)の場合の折り曲げ定着の方法

	※標準仕様書 図5.3.3により5.3.4(5)(イ)を全て満足する ・ 機械式定着工法 ・適用する　　・適用しない 適用箇所　・図示による　・ 種類　・図示による　・

5　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)

(建標5.3.5)	最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う) ※標準仕様書 表5.3.6による 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ・有り　使用箇所（　　） 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 軽量コンクリートの適用の有無 ・有り　使用箇所（　　） ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm 耐久性上不利な個所の有無(塩害等を受けるおそれのある部分等) ・有り　使用箇所（　　） ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm ・ ・図示による

6　各部配筋

(建標5.3.7)	各部配筋 ・図示による　・

7　圧接完了後の圧接部の試験

(建標5.4.10～11)	抜取試験 ※超音波探傷試験　標準仕様書5.4.10(イ)(a)による ・引張試験 試験方法等　・図示による　・

8　機械式継手

(建標5.5.3) (建標5.5.5) (建標5.5.6)	工法 適用箇所 ・図示による　・ 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ・A級　・ 機械式継手の種類 ・図示による　・ 鉄筋相互のあき ・評定等の内容による　・図示による 施工完了後の継手部の試験 外観試験 試験項目及び合否判定 ※標準仕様書 表5.5.1～表5.5.3による ・図示による　・ 外観試験で不合格となった場合の措置 ※標準仕様書5.5.6(1)による ・図示による　・ ・超音波測定試験 試験対象 ・図示による　・ 超音波測定試験で不合格となった場合の措置 ・図示による　・

9　溶接継手

(建標5.6.3)	工法 適用箇所 ・図示による　・ 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能

	・A級　　・ 溶接継手の工法 ☐図示による　　・ 鉄筋相互のあき ☐図示による　　・

7　コンクリート工事

1　コンクリートの類別等

(建標6.2.1～6.2.4) (建標6.10.2) (表6.2.1～2)	コンクリートの種類 ※Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308に適合したコンクリート) ・普通コンクリート

設計基準強度’(N/mm²)	スランプ(cm)	適用箇所
☐18　・21　・24	・15　☐18	土間・捨てコンクリート等
・18　☐21　・24	・15　☐18	スラブ
・18　・21　☐24	・15　☐18	基礎・基礎梁
・	・	

・建築基準法第37条第二号の規定に基づき認定を受けたコンクリート
　適用箇所(　　)

2　構造体コンクリートの仕上がり

(建標6.2.5)
(表6.2.4～5)

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

種別	適用箇所
・A種	・図示による　　・
・B種	・図示による　　・
・C種	・図示による　　・

コンクリートの仕上げの平たんさ

種別	適用箇所
・a種	・図示による　　・
・b種	・図示による　　・
・c種	・図示による　　・

3　セメント

(建標6.3.1)	種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 適用箇所　(※下記以外全て　　・　　) ・高炉セメントB種 適用箇所　(　　) ・フライアッシュセメントB種 適用箇所　(　　) ・普通エコセメント 適用箇所　(　　)

4　骨材

(建標6.3.1)	フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材 ・使用する　　適用箇所(・　　) ・使用しない 再生骨材H(普通エコセメントを使用するコンクリート) ・使用する　　適用箇所(・　　) ・使用しない

	アルカリシリカ反応性による区分 ※A　　・B

5　混和材料

(建標6.3.1～2)	混和材料の適用及び種類 ・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(a)による　・ ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(b)による　・ 標準仕様書6.3.2(イ)(f)の①～③以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※監督職員の承諾による　・

6　コンクリートの調合

(建標6.3.2)	調合管理強度 構造体極度補正値(S) ※標準仕様書 表6.3.2による ・

7　打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地

(建標6.6.4) (建標6.8.1) (建標9.7.3)	打継ぎの位置 梁及びスラブ ※スパンの中央又は端から1/4の付近 ・図示による　・ 柱及び壁 ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・図示による　・ 目地の寸法 ※標準仕様書9.7.3(1)(ア) ・図示による　・ ひび割れ誘発目地の位置、形状 ・図示による　・

8　打増し厚さ（打放し仕上げ部）

(建標6.8.1)	打増し厚さ ・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・20mm　・25mm ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm　・20mm　・ 打増し範囲 ・図示による　・

9　型枠

(建標6.8.2) (建標6.8.4)	せき板の材料 ※標準仕様書6.8.2(1)(ア)、(イ)による ・合板(厚さ：※12mm　・　　) ・ ・断熱材を兼用した型枠 使用箇所 ・図示による　・ ・MCR工法用シート 適用箇所 ・図示による　・ スリーブの材種・規格等 ・図示による　・

10　軽量コンクリート

(建標6.10.1～2)	適用箇所

(表6.10.1)	・図示による　　・ 種類 ・1種　　・2種 気乾単位容積重量 ・(　　)t/m³ スランプ ※21cm　　・

11　寒中コンクリート

(建標6.11.1～2)	適用期間 ・図示による　　・ 構造体強度補正値(S) ・標準仕様書6.11.2(3)(ｱ)による ・積算温度を基に定める(　　)

12　暑中コンクリート

(建標6.12.2)	スランプ ※21cm　　・ 構造体強度補正値(S) ・標準仕様書 表6.12.1による ・

13　マスコンクリート

(建標6.13.1～2)	適用期間 ・図示による　　・ セメントの種類 ・普通ポルトランドセメント ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シリカセメント 混和材料 ・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書6.13.2(2)(ｱ)による　　・ ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)による　　・ スランプ 1※5cm　　・ 構造体強度補正値(S) ※標準仕様書 表6.13.1による　　・

14　無筋コンクリート

(建標6.14.1)	コンクリートの種類 ※普通コンクリート　　・ 設計基準強度 ※18(N/mm²)　　・ スランプ ※15cm又は18cm　　・ 適用箇所 ※標準仕様書6.14.1(4)による ・図示による　　・ ・標準仕様書 表6.2.1以外のコンクリートを用いる場合（　　）

15　流動化コンクリート

(建標6.15.1)	適用箇所 ・図示による　　・ 空気量

	※4.5%　　・

16　高流動コンクリート

(建標6.16.1)	適用箇所(部位、部材) ・図示による　　・ 材料および調合 スランプフロー ・図示による　　・ 空気量 ※4.5%　　・ 単位粗骨材かさ容積 ※0.500m³/m³以上　　・

8　鉄骨工事

1　鉄骨製作工場

(建標7.1.3)	鉄骨製作工場の加工能力 ・国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 (　　)グレード以上 ・監督職員の承諾する工場

2　施工管理技術者

(建標7.1.3) (建標7.1.4)	鉄骨製作工場における施工管理技術者 ・適用する

3　鋼材

(建標7.2.1)
(建標7.2.10)

種類等

種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・
		・JISによる　　・

形状及び寸法
・図示による　　・
板厚方向に引張力を受ける鋼材の試験
・行う　(適用箇所：　　)　　・行わない

4　高力ボルト

(建標7.2.2)
(建標7.3.2)
(建標7.4.2)
(建標7.4.7)
(建標7.12.5)

高力ボルトの種類
・トルシア形高力ボルト
・JIS形高力ボルト
・溶融亜鉛めっき高力ボルト
・建築基準法に基づき認定を受けた高力ボルト

ボルトの寸法
ねじの呼び　・図示による　　・
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・図示による　　・

摩擦面の性能及び処理
・すべり試験
試験の方法等
・図示による　　・
・溶融亜鉛めっき面の摩擦面の処理方法
※標準仕様書7.12.5(1)(ｱ)、(ｲ)による
・

	JIS 形高力ボルトの締付け(本締め) ナット回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの 5 倍を超える場合の回転量 ・図示による　　・

5　普通ボルト

(建標 7.2.3) (建標 7.3.2) (建標 7.3.8)	ボルト及びナットの材料 ※標準仕様書 表 7.2.3 による　　・ ボルトの形状及び寸法 ねじの呼び　・図示による　　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による　　・ 母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0㎜　　・

6　アンカーボルト

(建標 7.2.4) (建標 7.3.2)	種類 ・構造用アンカーボルト ・ABR400　　・ABR490　　・ ・建方用アンカーボルト ・SS400　　・　　・ アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書 表 7.2.3 による　　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による　　・

7　溶接材料

(建標 7.2.5)	溶接材料 ※標準仕様書 7.2.5(1)、(2)による ・図示による　　・

8　ターンバックル

(建標 7.2.6)	種類 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト　　・ 建築用ターンバックル胴 ※割枠式　　・ ねじの呼び等 ・図示による　　・

9　床構造用のデッキプレート

(建標 7.2.7)
(建標 7.7.8)

材質、形状及び寸法

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
・デッキプレート単独の構法			
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法	図示	図示	
・			

鉄骨部材への溶接方法
・図示による　　・

10　スタッド

(建標 7.2.8)

種類等

呼び名	呼び長さ(㎜)	適用箇所
・16		
・19		
・22		

11　柱底均しモルタル

(建標 7.2.9) (表 7.2.5)	調合等 ・標準仕様書 7.2.9(1)によるモルタル ・無収縮モルタル　　無収縮モルタルの材料、調合等 ※標準仕様書 7.2.9(2)による

12　鉄骨の仮組

(建標 7.3.10)	仮組の実施 ・する 仮組を行う範囲 ・図示による　　・

13　溶接作業を行う技能資格者

(建標 7.6.3)	技量付加試験 ・行う　　・行わない 試験の要領　　・図示による　　・

14　溶接接合

(建標 7.6.4) (建標 7.6.7)	開先の形状 ・図示による　　・ 銅製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ・図示による　　・ 切断面の仕上げ ※標準仕様書 7.6.7(1)(カ)(b)②による　　・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 ・図示による　　・ スカラップの形状 ・図示による　　・

15　溶接部の試験

(建標 7.6.12)	溶接部の外観試験 平成 12 年建設省告示第 1464 号第二号に関する試験 試験の方法等 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル(鉄骨製作管理技術者登録機構)」3.5.2 受け入れ検査による。 ※抜き取り検査②　　・抜き取り検査① JASS6 付則 6 の付表 3「溶接」に関する試験 試験の方法等 ・JASS6 10.4[受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)～(5)による。 ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。 ・ 完全溶込み部の超音波深傷試験 ・適用する　　・適用しない 工場溶接の場合 AOQL　　※レベルⅡ　　・レベルⅠ

節	・全て　　・	
検査水準	※第 6 水準	

16　錆止め塗装

(建標 7.8.2) (建標 7.8.4) (表 18.3.1)	塗料の範囲 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・図示による　　・ 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※標準仕様書 7.8.2(1)による ・図示による　　・ 下記以外の塗料の種類は、19 章による ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別

	※As 種　　・Bs 種 ・耐火被覆が接着する面の塗料の種別 ・

17　耐火被覆

(建標 7.9.2～8)	種類、材料、工法等

種類	材料・工法	耐火性能(時間)	適用箇所(部位・部分)
・耐火材吹付け	・乾式吹付け ロックウール		
	・半乾式吹付け ロックウール	1時間	図示
	・湿式 ロックウール		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸 カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高断熱 ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り	ー		
・耐火塗料			

18　アンカーボルトの設置等

(建標 7.10.3) (表 7.10.1～2)	構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による　　・ 構造用アンカーボルトの保持及び埋込み ※適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法 ・図示による　　・ 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み方法 種別　　・A 種　　・B 種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 厚さ　　・　　mm 種別　　※A 種　　・

19　軽量形鋼構造

(建標 7.11.2)	ボルト接合方法 ・普通ボルト接合　　・

9　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1　補強コンクリートブロック造

(建標 8.2.2) (建標 8.2.3) (建標 8.2.5) (建標 8.2.7～8)	材料

適用箇所	ブロックの種類 (断面形状及び圧縮強さによる区分)	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm)		備考
			長さ	高さ	

モルタルの調合(容積比)
※ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が10mm 程度の場合
※標準仕様書 表8.2.1による　　・

・

各部の配筋　・図示による　・

目地仕上げ　・押し目地仕上げ　・化粧目地仕上げ

まぐさを受ける開口部両側のブロックにおいて、モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲
・図示による　・

2　コンクリートブロック帳壁及び塀

(建標8.2.3)
(建標8.3.2)
(建標8.3.3)
(建標8.3.4)
(表8.3.1)

材料

適用箇所	ブロックの種類（断面形状及び圧縮強さによる区分）	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm)		備考
			長さ	高さ	
※標準仕様書 表8.3.1	※空洞ブロックC(16)				
・	・				
・	・				

適用箇所が塀の場合で化粧有りのブロック
・適用する(適用箇所：　)　・適用しない

モルタルの調合(容積比)
※ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が10mm程度の場合
※標準仕様書 表8.2.1による　・
・

鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状
・図示による　・

各部の配筋　・図示による　・

3　ＡＬＣパネル

(建標8.4.2～5)
(表8.4.2～4)

パネルの区分			単位荷重(N/m²)	厚さ(mm)	幅及び厚さ(mm)	耐火性能(時間)	構法の種別
用途	形状	表面加工					
・外壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠		・100 ・125	・図示	・有(1)	・A種 ・B種
・間仕切壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠		・100 ・	・図示	・有(1) ・無	・C種 ・D種
・屋根版用	―	―		・100 ・	・図示	・有(0.5)	・F種
・床版用	―	―		・100 ・	・図示	・有(　) ・無	

パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材
・図示による　・
・外壁パネル構法
耐風圧性能(　)
耐震性能　(　)

パネル幅
・300 未満(・図示による　　・　　)
パネルの短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅
※10～20㎜　　・図示による
伸縮目地への耐火目地材の充填
・適用する　　・適用しない

・間仕切壁パネル構法
耐震性能　(　　)
パネル幅
・300 未満(・図示による　　・　　)
パネルの短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅
※10～20㎜　　・図示による
伸縮目地への耐火目地材の充填
・適用する　　・適用しない

・屋根及び床パネル構法
耐風圧性能(　　)
耐震性能　(　　)
パネル幅
・300 未満(・図示による　　・　　)

4　押出成形セメント板(ＥＣＰ)

(建標 8.5.2～5)
(表 8.5.1～2)

パネルの種類	形　状	厚さ(㎜)	幅(㎜)	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・A 種 ・B 種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			
・間仕切壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・B 種 ・C 種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			

・外壁パネル工法
耐風圧性能(　　)
耐震性能　(　　)
・間仕切壁パネル工法
耐震性能　(　　)

耐火構造以外の目地及び隙間の処理
※パネルの製造所の使用による　　・
パネル幅の最小限度
・300㎜ 未満　(・図示による　　・　　)

パネルの相互の目地幅

	パネル幅	
	900㎜ 以下の場合	900㎜ を超える場合
長辺の目地幅	※10㎜ 以上　　・	※15㎜ 以上　　・
短辺の目地幅	※15㎜ 以上　　・	※15㎜ 以上　　・

出隅及び入隅のパネル接合部の伸縮目地の目地幅
※15㎜ 程度(シーリング材を充填)　　・図示による

溝堀及び開口部の措置
やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネルの開口寸法等の限度
・図示による　　・

１０　防水改修工事

1　シーリング

[建改標3.1.4]
[建改標3.7.3～7]
[表3.1.1～2]
[表3.7.1]
[建解共5.4.4]

工法の種類	施工箇所	目地寸法
PU-2	ALC目地	・幅20mm以上 深さ10mm以上（コンクリート打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地）
SR-1	ガラス	・幅5mm以上 深さ5mm以上（ガラス回り目地）
		・幅10mm以上 深さ10mm以上（上記以外）
		・幅__mm以上 深さ__mm以上

接着性試験
・簡易接着性試験　　・引張接着性試験

ＰＣＢ含有シーリング調査
①１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取しシーリング材種についての判定を行うこと。判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合監督職員と協議する。
②２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は速やかに監督職員に報告すること。
１）採取箇所　計（　　）箇所
２）採取方法　分析機関の指定する方法により採取する
３）分析方法　ＧＣ－ＥＣＤ法による（JIS K 0114）
シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
１）除去方法　改修標仕3.7.5（1）による
２）処理方法　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、PCBが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

２　アスファルト防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.3.3]
[建改標3.3.5]
[表3.1.1]
[表3.3.3～10]

工法の種類	種別	施工箇所

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.3.3 から表 3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　・R種　・N種
厚さ　・　mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.3.3、表 3.3.4、表 3.3.8 及び表 3.3.9 にによる
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　・R種　・N種
厚さ　・　mm以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
・
絶縁用シート
・ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上のもの
・ポリプロピ レン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m²程度）
屋根保護（露出）防水断熱工法の断熱材
（　材質　　、厚さ　mm、張りじまい位置　　）
防水立上り部の保護方法　・乾式保護材　・れんが　・コンクリート　・屋内等モルタル

３　改質アスファルトシート防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.4.2～3]
[表3.1.1]
[表3.4.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.4.1 から表 3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.4.1 から表 3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
露出防水断熱工法の場合に用いる発泡プラスチック断熱材　（　種類　　、厚さ　　mm　）

4　合成高分子系ルーフィングシート防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.5.2～3]
[表3.1.1]
[表3.5.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所
接着工法	Ｓ－Ｆ２	エレベーター棟　屋根

ルーフィングシートの種類及び厚さ
※、表 3.5.1、表 3.5.2 及び表 3.5.3による
・

固定金具の材質及び形状
材質　　※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの銅板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの
・
厚さ　　※0.4mm以上　　・

接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数
種類　　※ルーフィングシートの製造所の仕様
・
設置数量　※ルーフィングシートの製造所の仕様
・　　個

断熱工法(SI-M1、SI-M2)の場合の防湿用フィルム
・設置する　　・設置しない
接着工法の場合のPCコンクリート部材防水下地の目地処理
・行う(・図示による　　・　　)　　・行わない
PCコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1、SI-F1の場合)
・行う(・図示による　　・　　)　　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・図示による　　・

5　塗膜防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.6.3]
[表3.1.1]
[表3.6.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所
密着工法	Ｘ－２	エレベータピット

Ｘ－１の場合、脱気装置の設置数量は25～100m2に1箇所程度
仕上げ塗料塗り（・シルバー　・カラー）

	Ｘ－２の場合、仕上げ塗料塗り（・シルバー　[・]カラー） Ｙ－２の場合、保護層　（・適用する　・適用しない）

6　とい

[建改標3.8.2～3] [表3.8.1～4]	

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・配管用鋼管			
	[・]硬質ポリ塩化ビニル管	７５	図示	カラー
	・ステンレス鋼板			
軒どい	・			

とい受金物および足金物の材種　（・ステンレス　・溶融亜鉛メッキ）
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法（　　）

7　アルミニウム製笠木

[建改標3.9.2～3] [表3.9.1] [表5.2.2]	

部材の種類	[・]押出し２００形　・押出し３００形　・押出し３５０形 ・板折り曲げ形（本体幅　　㎜，板厚　　㎜）　　形式
表面処理の種別	・ＡＢ－１種　・ＡＢ－２種　・ＡＣ－１種　・ＡＣ－２種 ・ＢＡ－１種　・ＢＡ－２種　[・]ＢＢ－１種　・ＢＢ－２種 ・ＢＣ－１種　・ＡＣ－２種　・Ｃ種
笠木の下地補修	・行う　　工法（　　） [・]行わない

１１　外壁改修工事

1　施工数量調査

[建改標1.6.2]

調査範囲　・外壁改修範囲　・図示の範囲
調査報告書の部数　１部
調査内容
①ひび割れの幅及び長さを壁面に表示
②ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査
③モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示
④欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示
⑤塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示
⑥既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認

2　ひび割れ部改修工法

[建改標4.2.4～6]

ひび割れ幅0.2㎜未満の場合
・改修しない　・シール工法
ひび割れ幅0.2～1.0mmの場合
樹脂注入工法　（・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法　・　　）
確認検査　・行う（コア抜き取り）抜き取ったコアは監督職員が確認した後、適切に処分すること。
抜き取り部の補修方法（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル）
・行わない
ひび割れ幅1.0mmを超える場合
Ｕカットシール材充てん工法（既存Ｕカットシール材充てん工法で補修している箇所も改修する）

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	・１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ・行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

３　欠損部改修工法

[建改標4.2.4] [建改標4.2.8] [建改標4.3.9～10]	・充填工法　材料（・エポキシ樹脂モルタル　　・ポリマーセメントモルタル） ・モルタル塗替え工法

４　浮き部改修工法

[建改標4.3.11～12]	改修工法 改修範囲0.25㎡程度未満の場合　アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 改修範囲0.25㎡程度以上の場合　アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 その他工法については、施工数量調査後に必要に応じて監督職員と協議すること。 アンカーピン ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径４㎜の丸棒で全ネジ切り加工したもの

５　タイル張り仕上げ外壁の改修

[建改標4.1.4] [建改標4.4.1～7] [建改標4.4.16]	ひび割れ部改修方法は自動式低圧エポキシ樹脂注入工法とする。 欠損部改修方法　（・タイル部分張替え工法　　・　　） 材料　　・タイル貼り付け材料　（・ポリマーセメントモルタル　　・　　） 　　・タイル　（品質・形状・寸法・色　等）　（・既存に合わせる　　・　　） 浮き部改修方法は「４浮き部改修方法」による 目地改修工法　（　・目地ひび割れ部改修工法　　・伸縮調整目地改修工法　）

６　既存塗膜等の除去及び下地処理

[建改標4.5.4]
[表4.5.4～7]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・既存仕上面全体　・図示	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法　30MPa程度以上	・既存仕上面全体　・図示	
・塗膜はく離剤工法	・既存仕上面全体　・図示	
・水洗い工法　　10MPa程度	・既存仕上面全体	

既存塗膜除去部分は、下地調整C-2もしくはCM-2にて活膜部分との段差調整を行う

7　仕上げ塗材仕上げ

[建改標4.5.2]
[表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状等	工法
・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状	・ローラー　・吹付　・こて
・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波形　・凹凸状	・ローラー　・吹付
・	・	
・	・	

色彩計画については、施設管理者との協議により決定する

１２　建具改修工事

1　防火戸

[建改標5.1.4]	・建具表による　　・ ・防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について連動させる装置等 （・建具表による　　・　　）

２　見本の製作等

[建改標5.1.5]	建具見本の製作　　・行う(建具符号：　　)　・行わない 特殊な建具の仮組　・行う(建具符号：　　)　・行わない

３　防犯建物部品

[建改標5.1.7]	・適用する　(適用箇所　　・建具表による　　・　　)

	・適用しない

4　アルミニウム製建具

[建改標5.2.2] [建改標5.2.4～5] [表5.2.1] [表5.2.2]	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級（・建具表による　・図示による） 外部に面する建具の種別（・A種　・B種　・C種(枠の見込み寸法は建具表による)） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　） 表面処理 外部に面する建具　種別　（・BB-1種　・BB-2種） 着色　（・標準色　・特注色） 屋内の建具　種別　（・BC-1種　・BC-2種） 着色　（・標準色　・特注色） 結露水の処理方法　・図示による　・ 水切り板、ぜん板　・図示による　・ 木下地の内付け建具　・適用する(建具の製造所の仕様)　・適用しない 網戸の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）

5　樹脂製建具

[建改標5.3.2] [建改標5.3.4] [表5.3.1] [表5.3.2]	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密 性等級、水密性等級（・建具表による　・図示による） 外部に面する建具の種別　（・A種　・B種　・C種(枠の見込み寸法は建具表による)） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（・T-1種　・T-2種） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　） 外部に面する建具の日射熱取得性の等級（　） 表面色　（・標準色　・特注色） 網戸の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）

6　鋼製建具

[建改標5.4.2] [建改標5.4.4] [表5.4.1] [表5.2.1]	性能値等(建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセットの気密性等級（A-3)、水密性等級(W-1)　（・適用する　・適用しない） 外部に面する建具の耐風圧性　（・S-4　・S-5　・S-6(枠の見込み寸法は建具表による)） ・耐震ドアとする場合　面内変形追随性の等級（　） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　）

7　鋼製軽量建具

[建改標5.5.2] [建改標5.5.3]	性能値等(建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセットの気密性等級（A-3)　（・適用する　・適用しない） ・耐震ドアとする場合　面内変形追随性の等級(　) ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級(　) ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級(　) 鋼板の種類 ・亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板

8　ステンレス製建具

[建改標5.6.2] [建改標5.6.3]	性能値等(建具符号は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級（・建具表による　・図示による） 外部に面する建具の耐風圧性　（・S-4　・S-5　・S-6(枠の見込み寸法は建具表による)） ・耐痕ドアとする場合　面内変形追随性の等級(　) ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級(　) ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級(　)

9　木製建具

[建改標5.7.2] [建改標5.7.4] [表5.7.2～3]	枠、くつずりの材料　（・建具表による　・図示による） ・フラッシュ戸

[表5.7.8] [表5.7.10]	表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等	備考
・普通合板		
・天然木化粧合板		
・特殊加工化粧合板		
・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	表面の状態による区分(　　) 曲げ強さによる区分(　　) 接着剤による区分(　　) 難燃性による区分(　　) ・(　　)	

引き戸の定規縁
・召し合せかまちをいんろう付きとする

・かまち戸（かまち樹種：　　、鏡板樹種：　　）

・ふすま
種別、工法　(・Ⅰ型　　・Ⅱ型)
上張り　　(・鳥の子　　・新鳥の子又はビニル紙程度)
縁仕上　　(・墜り縁　　・生地縁(素地)　　・生地縁(ウレタンクリヤー塗装))

・戸ぶすま　表面材の種類、品質等(　　)

10　建具用金物

[建改標5.8.2～3]	握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付および取付位置 ・建具表による　　・

11　鍵

[建改標5.8.4]	マスターキー　・製作する　・製作しない

12　自動ドア開閉装置

[建改標5.9.2] [表5.9.1～3]	戸の開閉方式　(・図示　　・　　) 自動ドア開閉装置の性能 防錆の適用　(・適用する　　・適用しない) 引き戸用検出装置の種類 種類　・光線(反射)センサー　　・熱線センサー　　・音波センサー ・光電センサー　　・電波センサー　　・押しボタンスイッチ ・タッチスイッチ(・無線式タッチスイッチ　・光電式タッチスイッチ) ・車椅子使用者便房スイッチ(・大形(開・閉)押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ) 凍結防止措置　(・適用する　　・適用しない)

13　重量シャッター

[建改標5.11.2～3]	シャッターの種類　　・管理用シャッター　　・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター　・防煙シャッター 外壁開口部に設ける重量シャッター　　耐風圧強度(　　)pa 安全装置の設置箇所 急降下制御装置又は急降下停止装置の設置個所(・図示　　・　　) 障害物感知装置の設置個所　(・図示　　・　　) 危害防止機構の設置個所　(・図示　　・　　) 管理用シャッターのシャッターケース（・設ける　　・設けない) スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類　　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)

14　軽量シャッター

[建改標5.12.2～4]	開閉形式　(・手動式　　・電動式(手動併用)) 耐風圧強度(　　)pa

	電動式の場合の安全装置　障害物感知装置の設置個所　（・図示　　・　　） スラットの種類 ・インターロッキング形　　・オーバーラッピング形

15　オーバーヘッドドア

[建改標5.13.2～4] [表5.13.1～2]	風圧力区分(Pa)：・125　・100　・75　・50 収納形式による区分：・スタンダード形　・ローヘッド形　・ハイリフト形　・バーチカル形 電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所　（・図示　　・　　）

16　ガラス

[建改標5.14.2] [建改標5.14.5]	適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組合せは建具表及び図示による ・フロート板ガラスの品質及び厚さの呼びによる種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・型板ガラスの厚さによる種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・網入板ガラス及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態、犀さの呼びによる種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・合わせガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・強化ガラス 形状による種類、材料板 ガラスの種 類による名称(呼び厚を含む)、特性による種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・熱線吸収板ガラス 板ガラスによる種類、厚さによる種類 、性能による種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、 日射取得性及び日射遮蔽性による区分、乾燥気体の種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類、日射熱遮へい性及び耐久性による区分 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・倍強度ガラス 材料板ガラスの種類厚さによる種類 ・図示(・建具表　・　　)　・

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め具	
アルミニウム製	・シーリング材	・建築用ガスケット
樹脂製	・建築用ガスケット	・グレイジングビード
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材	・
ステンレス製	・シーリング材	・

17　ガラスブロック積み

[建改標5.14.5] [建改標5.14.5]	

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	
			クリア	乳白
・正方形	・160×160	95	・	・
	・200×200	95	・	・

			・	・
・長方形	・		・	・
	・		・	・

壁用金属枠及び補強材
・設ける(形状　・図示　・　　)
・設けない
化粧目地モルタルの色(　　)
シーリング材の種類　(　　)
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　・図示による　・
形状　・図示による　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・図示による　・

１３　内装改修工事

1　既存床の撤去及び下地補修

[建改標6.2.2]	ビニル床シート等の除去における浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去　・行う　・行わない 合成樹脂塗床材の除去等　・機械的除去工法　・目荒し工法

２　木下地等

[建改標6.5.2]
[建改標6.5.5]
[表6.5.1～2]

・「製材の日本農林規格」による下地用製材

施工箇所	寸法(㎜)	保存処理

・「製材の日本農林規格」による造作用製材

施工箇所	寸法(㎜)	保存処理
見え掛り面		
見え掛り面以外		

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	寸法(㎜)	保存処理

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	寸法(㎜)	材面の品質	防虫処理
		(　　)	・行う ・行わない
		(　　)	・行う ・行わない

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面
		化粧薄板： 芯材：			
		化粧薄板： 芯材：			

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け座畝材面の品質

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け座畝材面の品質
	化粧薄板： 芯材：			
	化粧薄板： 芯材：			

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質 (表面の化粧加工)	防虫処理
			・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（等級：・1等・2等・3等）	・行う ・行わない

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質 (表面の化粧加工)	防虫処理
		・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（　　）	・行う ・行わない

・CLT(直交集成版)

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能 (使用環境)	樹種名	寸法(mm)

・「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	品名	単板の 樹種名	防虫処理
			・行う ・行わない
			・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	品名	単板の 樹種名	保存処理	防虫処理	強度等級

				・行う ・行わない	
				・行う ・行わない	

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
				・1級 ・特類	・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
			・1類 ・2類	・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品目	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
			・1類 ・2類		・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装	・行う ・行わない

・パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	難燃性による区分

・構造用パネル

施工箇所	品名	寸法(mm)

・ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

・薬剤による防腐・防蟻処理を省略できる樹種による製材
　適用部材：（　　）

・工場における薬剤の加圧注入処理による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	薬剤の種類

	・
	・

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
適用部材：（　　）

・合板等への加圧注入処理等による防腐・防蟻処理
適用部材：（　　）

7　軽量鉄骨天井下地

[建改標6.6.1～4]	野縁等の種類 屋外（・19型　・25型）　屋内（・19型　・25型） 屋外の場合の形式及び寸法 野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離 ・図示による　・ 野縁の間隔 ・図示による　・ 工法 ・つりボルトの間隔が900mm を超える場合 補強方法　（・図示　・　） ・天井のふところが3.0m を超える場合 補強方法　（・図示　・　） ・天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所、補強方法　（・図示　・　） ・屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 補強箇所、補強方法　（・図示　・　） 既存の埋込インサート ・再利用する　・再利用しない 引抜き試験 試験箇所数　・当該階において３箇所　・監督員との協議による 確認強度　・400N　・____N あと施工アンカー ・使用する　・使用しない 引抜き試験 試験箇所数　・当該階において３箇所　・監督員との協議による 確認強度　・400N　・____N ただし、次の天井は除く。 （ア）平成25年8月5日 国土交通省告示第771号に定める特定天井 （イ）天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が20kg/㎡を超える天井 （ウ）傾斜、段差、曲面等の水平でない天井 （エ）システム天井

8　軽量鉄骨壁下地

[表6.7.1]	スタッドの高さが5.0m を超える場合 ・図示による　・

9　ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル張り

[建改標6.8.2～3] [表6.8.1～2]	ビニル床シート

色柄	備考
・マーブル・	・巻上げ（ H=　mm ）

ビニル床タイル

色 柄	寸法(mm)	備 考

・無地 ・	・300×300 ・450×450 ・500×500	

特殊機能床

シート・タイルの種別	種 類	性 能	厚さ、寸法、形状(mm)
・帯電防止床シート			厚さ：
・帯電防止床タイル			寸法：　　厚さ：
・耐動荷重性床シート		―	厚さ：
・防滑性床シート		―	厚さ：
・防滑性床タイル		―	寸法：　　厚さ：

ビニル巾木
材質の種類　[・]軟質　・硬質
高さ(mm)　・60mm　[・]100mm

ゴム床タイル
種類　・単層品　・積層品
色柄　(　　)
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)　(　　)

接着剤
水の影響を受けやすい土間やトイレ床ではエポキシ樹脂系、又はウレタン樹脂系を使用
下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分
・図示による　・

下地の工法
モルタル・セルフレベリング・木以外の下地の工法　(　　)

10　視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）

[建改標6.8.2]	ブロックパターンはJIS T 9251による 色彩は黄色を原則とする 屋内　・塩化ビニル製　・磁器又はせっ器質タイル（・300　・　） ・レジンコンクリート製 屋外　・レジンコンクリート製　・磁器又はせっ器質タイル（・300　・　）

[11]　カーペット敷き

[建改標6.9.2]
[表6.9.1～2]

・織じゅうたん

織り方	パイル形状	帯電性	備考
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット・ループ併用	・適用する ・適用しない	

パイル糸の種別　(・A種　・B種　・C種)
見切り、押え金物
・適用する　材質、形状等（・図示　・　）
・適用しない

・タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	工　法	帯電性	備考
・カットパイル	・	・グリッパー工法 ・全面接着工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・			

・カット、ループ併用	・			
・	・			

見切り、押え金物
・適用する(材質、形状等　・図示　・　)
・適用しない

・タイルカーペット
見切り、押え金物
・適用する(材質、形状等　・図示　・　)
・適用しない

12　合成樹脂塗り床

[建改標6.10.2]

種類	工法	仕上の種類	施工箇所
・厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床材)			
・厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂塗床材)	・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ	
・薄膜型塗床材 (エポキシ樹脂塗床材)			
・			

13　フローリング張り

[建改標6.11.2～6]
(表6.11.1～6)

・単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ、幅及び長さ
・フローリングボード1等	・釘留め工法 (根太張り)	・	
	・釘留め工法 (直張り)	・	
	・接着工法	・	
・フローリングブロック1等	・接着工法	・	・

・複合フローリング

種類	工法	樹種	種別（厚さ、幅及び長さ）
・複合フローリング (天然木化粧)	・釘留め工法 (根太張り)	・	・A種　・B種　・C種
	・釘留め工法 (直張り)	・	・A種　・B種　・C種
	・接着工法	・	・A種　・B種　・C種

既存フローリング塗替え　下地調整（　　）塗料（　　）

14　畳敷き

[建改標6.12.2]

種別
・A種　・B種　・C種　・D種(畳床　・KT-I　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N)

・衝撃緩和型畳　畳表(JIS A 5902)　(・C1　・C2)

15　せっこうボード、その他ボード、合板張り

[建改標6.13.2～3]

せっこうボード

規格名称	種類	厚さ(mm)等

木質系 セメント板	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・中質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21　・
	・普通木片セメント板	・30　・
繊維強化セメント板	・けい酸カルシウム板	タイプ2(無石綿)　・6　・8
火山性ガラス質複層板 (VSボード)	・火山性ガラス質複層板	・　・
繊維板	・ミディアムデンシテファイバーボード(MDF)	・3　・7　・9　・12　・
	・ハードボード(素地)	・無研磨板 (・スタンダード　・テンバード) ・研磨板 (・スタンダード　・テンパード) ・2.5　・3.5　・5　・7
	・ハードボード(化粧)	・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7
	・インシュレーションボード	A級 (・天井仕上　・内装仕上　・　) ・9　・12　・15　・18
パーティクルボード	・単板張りパーティクルボード	・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18
	・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10　・12
吸音材料	・ロックウール化粧吸音板	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
	・ロックウール吸音ボード1号	・25　・
	・グラスウール吸音ボード32K	・25(ガラスクロス包)　・
せっこうボード製品	・せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)・9.5(準不燃)
	・不燃積層せっこうボード	・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様) ・9.5(不燃)
	・シージングせっこうボード	・12.5(不燃)　・
	・強化せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
	・せっこうラスボード	・9.5　・
	・化粧せっこうボード(木目)	模様(・柾目　・板目) 専用下地材有り
	・化粧せっこうボード(トラバーチン模様)	・9.5(準不燃)

ボード表面への化粧張仕上げの有無
　・有り(種類：　　)　・

天井のボードの重ね張りの張り付け方法(ロックウール吸音板を除く)
　(　　)

せっこうボードの目地工法
　・図示(仕上げ表)による　・

せっこうボードのエッジの種類(突付け工法、目透し工法の場合)
　・図示による　・

合板

種類	規　格	防虫処理
・普通合板	表板の樹種名(　　) 板面の品質(　　) 厚さ(mm)(　　)	・行う ・行わない

・天然化粧合板	化粧板の樹種名（　　） 厚さ(mm)（　　）	・行う ・行わない
・特殊加工天然化粧合板	化粧加工の方法 ・オーバーレイ　・プリント ・塗装　　・ 表面性能（　　） 厚さ(mm)（　　）	・行う ・行わない

合板のホルムアルデヒド放散量
・ F☆☆☆☆　　・
合板の張付け　・A種　・B 種

16　壁紙張り

[建改標6.14.2]

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	塩化ビニル	その他	防火性能	備考
	・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・		

17　モルタル塗り

[建改標6.15.3]

モルタル　・現場調合材料　・既調合材料
規制目地材
・設ける　施工箇所（　　）
　　形状（・図示　・　　）
・設けない

18　セメントモルタルによるタイル張り

[建改標6.16.2]

見本焼き　・行う　・行わない
試験張り　・行う　・行わない

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

既調合モルタル
・既調合モルタルの製造所の仕様による　　・

壁タイル張り工法
内外装タイル　（・密着張り　・改良圧着張り）
内装タイル以外のユニットタイル　（・マスク張り　・モザイクタイル張り）

19　有機系接着剤によるタイル張り

[建改標6.16.4]

見本焼き　・行う　・行わない
試験張り　・行う　・行わない

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

外装タイルにおける目地詰め　（・行う　　・行わない）

20　セルフレベリング材塗り

[建改標6.17.3]	セルフレベリング材の塗り厚　（　　）

１４　塗装改修工事

1　塗装改修工事

[建改標7章]	・建改標による

2　耐候性塗料塗り

[建改標7.8.1～4]
[建改標7.4.3]
[建改標7.2.3]
[表7.8.1～3]
[表7.2.2]
[表7.4.1]
[表7.4.3]

下地	上塗り塗料等級	錆止め塗料塗り（塗り工法種別）
鉄鋼面	・１級　・２級　・３級	・新規　Ａ種
		・塗替え（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種）

下地	上塗り塗料等級
亜鉛めっき鋼面	・１級　・２級　・３級

下地	種別
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・新　規（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種）
	・塗替え（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種 ・Ａ－２種　・Ｂ－２種　・Ｃ－２種）

3　クリヤラッカー塗り

[表7.6.1]	種別がＡ種の場合における着色に用いる塗料の種類 ・

4　ウレタン樹脂ワニス塗り

[表7.11.1]	着色　・無　　・有（・油性顔料着色剤　　・溶剤系顔料着色剤）

5　ステイン塗り

[建改標7.12.2]	オイルステイン塗りの仕様 ・図示による　　・

１５　ユニット及びその他工事

1　フリーアクセスフロア

(建標20.2.2)

施工箇所	構造	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材
	・支柱調整式 ・置敷式	・500×500	・	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・

帯電防止性能　・U値(クラス1)　　・U値(クラス2)
漏えい抵抗　・R≧1×10Ω6　　・

2　トイレブース

(建標 20.2.5)

パネル表面材の材質	笠木	脚部の種類
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・	・ステンレス製	・幅木タイプ ・足金物タイプ

ヒンジ　　グレビティヒンジ（中心吊式）
エッジ　　アール形状
保護材　　エッジ下端部

3　階段滑止め

(建標 20.2.7)

材種	形状	寸法(mm)
・ステンレス材(SUS304) ・黄銅製押出型材 ・アルミニウム製押出型材	・ひも材 ・タイヤ型	・ ・

4　黒板・ホワイトボード

(建標 20.2.9)

種　類		寸法(mm)	色　彩	備　考
・黒板	・焼付け(鋼製)		・緑　・黒	・平面　・曲面　・スクリーン付引分
	・焼付け(ほうろう)		・緑　・黒	・平面　・曲面　・スクリーン付引分
・ホワイトボード	・ほうろう		・白	・平面　・曲面　・スクリーン付引分

5　表示

(建標 20.2.11)

・衝突防止表示
　形状、寸法(・30φ　　・　　)
　材質　　(・ステンレス材　・　　)
・非常用侵入口等の表示等（・消防法に適合する市販品　　・　　）

室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状寸法材質色、書体、印刷等の種別、取付け形式
　・図示による　　・
　法令に基づく表示　案内用図記号についてはJIS Z 8210による
　また、書面または図面により監督職員の承諾を受けること

6　ブラインド

(建標 20.2.14)

・横形ブラインド
　幅、高さ　（・図示　　・　　）
・縦形プラインド
　幅、高さ　（・図示　　・　　）
　開閉方式　（・片開き　　・両開き）
　スラットの材質　・焼付け塗装仕上げのアルミスラット
　　・消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工クロススラット
　スラットの幅　（　　）mm

7　ロールスクリーン

(建標 20.2.15)

・既存再使用する（養生方法：　　）
・新設する

材種	品質	操作方式	幅、高さ	取付箇所
・ポリエステル ・	・	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・図示 ・	・図示 ・

8　カーテン・カーテンレール

(建標 20.2.16)

・既存再使用する
・新設する

形式		開閉操作方式	ひだの種類	生地の修理、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ(三つ山ひだ、二つ山ひだ) ・箱ひだ、片ひだ ・プレーンひだ	・ ・ ・	・図示 ・	
						(暗幕)

カーテンレールの材種　・アルミニウム製　　・ステンレス製

9　ブラインドボックス・カーテンボックス

・既存再使用する
・新設する
溝幅×深さ(mm)
・90×150　　・120×80　　・120×150　　・150×80　　・図示による
材質　　・集成材(仕上げ：　　)
・アルミニウム製　押出し型材(市販品)
種別（・BC-1 種　　・BC-2 種)
色合い　・標準色(　　)　　・特注色(　　)
・鋼製(仕上げ：　　)

10　天井点検口

・既存再使用する
・新設する

材種	寸法	形式		外枠	内枠
・アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ
		・			

11　床点検口

・既存再使用する
・新設する

材種	寸法	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

12　流し台ユニット

材種	寸法(mm)			備考
	W	D	H	
・流し台	・1,200 ・1,500 ・1,800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1,200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1,200 ・900	―	―	市販品 ステンレス製

		・600			・1 段式　・

形状　（・図示　・　　）

13　屋内掲示板

	枠の材質　・アルミニウム製 表面の材質　・塩ビ発泡シート張り　・シナ合板素地

14　洗面カウンター

	材種　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　・人工大理石

15　防煙垂れ壁

	・固定式 ・可動式（・垂直降下式(巻取り型)　・回転降下式）

16　舗装

(建標 22.1.3)
(建標 22.3.2～3)
(建標 22.4.2～4)
(建標 22.5.2～3)
(建標 22.6.2～4)

舗装の種類	使用材料	厚さ(mm)	路盤材料	厚さ(mm)

(街きょ、縁石及び側溝)
材料及び形状・寸法　・図示　・
(砂利敷き)
種別　・A種　・B種

17　植栽

(建標 23.4.2)

樹種	寸法	株立数	備考

１６－１　環境配慮改修工事（アスベスト含有建材）

1　アスベスト除去工事共通事項

①建築物等の解体等工事を行う場合は、「必要な知識を有するもの※」による事前調査を実施し、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の 14 日前まで）に書面で発注者へ報告すること。
※一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者

②一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果を都道府県等へ報告すること。
＜規模要件＞
建築物の解体：対象の床面積の合計が 80 ㎡以上
建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が 100 万円以上
＜報告事項＞
調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等
＜報告の方法＞
石綿事前調査結果報告システム

③石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込め、または囲い込みを行う場合は、都道府県等へ下記書類を届出ること。
作業開始前に提出が必要な書類
14 日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）」を千葉市環境規制課へ提出する必要があるため、21 日前程度までに監督職員に提出すること
作業完了後に提出が必要な書類
「石綿濃度測定結果等報告書（千葉市要綱）」
石綿濃度の測定　施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。

	測定箇所 ＜作業開始前及び終了後＞ 建築物等の周辺４ 方向における敷地境界線上の４ か所 ＜作業実施中＞ 建築物等の周辺４ 方向における敷地境界線上の４ か所 集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合） 測定高さ　地上 1.5 ｍ 測定方法　石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第９３号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等

２　アスベスト含有吹付け材の除去

[建改標9.1.3]	石綿含有吹付け材等の処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

３　石綿含有保温材等の除去

[建改標9.1.4]	除去方法 ・切断又は破砕 ・原形のまま、手ばらし ・ 処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

４　石綿含有成形板等の除去

[建改標9.1.5]	作業場所周辺の養生 ・行う　　・行わない 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

５　石綿含有仕上塗材の除去

[建改標9.1.6]	除去方法 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・ 処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

６　石綿含有接着剤の取り扱い

	対応方法 ・囲い込み　　・除去 除去する場合の除去方法 ・ 除去範囲 図示による 除去する場合の処分方法 「４石綿含有成形板等の除去」に準ずる

１６－２　環境配慮改修工事

１　外断熱改修工事

[建改標9.2.2～4]	断熱材の種類

材料	厚さ（㎜）
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材 ・押出法ポリスチレンフォーム保温材 ・硬質ウレタンフォーム保温材	

	硬質ウレタンフォーム保温材の発泡剤による種類（・Ａ種　　・　　） 外装材の種類 材料名 ／ 防火性能 ・ ／
	既存外壁の仕上材の撤去　　・有り　　・なし 下地面の清掃及び下地調整　　・断熱材製造所の指定する仕様 通気層　　・有り（　　㎜）　　・なし 試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける 特記無き事項は、製造所の仕様による。

２　屋上緑化改修工事

[建改標9.4.1～3]	特記事項は図示

３　透水性アスファルト舗装改修工事

[建改標9.5.3～4] [表9.5.1] [表9.5.3] [表9.5.5] [表9.5.7]	路盤材料 ・再生クラッシャラン（ＲＣ－４０） ・クラッシャラン（Ｃ－４０）又はクラッシャランスラグ（ＣＳ－４０） 遮断層及び凍上抑制層の材料[建改標9.7.3] ・遮断層　　・川砂、海砂又良質な山砂　　・ 厚さは図示 ・凍上抑制層　　・再生クラッシャラン　　・クラッシャラン　切り込み砂利　　・砂 厚さは図示 盛り土に用いる材料 ・Ａ種　　・Ｂ種　　・Ｃ種　　・Ｄ種 路床安定処理 ・添加材料による安定処理 種類　　・普通ポルトランドセメント　　・フライアッシュセメントＢ種 ・生石灰（　　）　　・消石灰（　　） 添加量　（　　）kg/m（目標ＣＢＲ　・5以上　・　　） 路床土の支持力比試験　　・行う（・乱した土　・乱さない土） 路床締固め度の試験　　・行う アスファルト混合物 車道部　　・ポリマー改質アスファルトＩ型 歩道部　　・ストレートアスファルト 透水性舗装 アスファルト混合物の抽出試験　　・行わない　　・行う

１７　その他

１　他工事との取合い区分

図面に明示されていない場合は、下表による。

分類	No.	項目	建築	電気	機械
躯体関係	1	建物内のスラブ解体・復旧	○		
	2	同上部の砕石敷き撤去・復旧	○		
	3	同上部の根切り埋戻し	○		
	4	躯体解体復旧部分のスリーブ・箱入れ(コンクリート部)	○	○	○
	5	建築構造体の鉄筋補強	○		
	6	コア抜き・配管後の穴埋め		○	○
	7	撤去後の不要なスリーブ等の穴埋め(補強不要箇所)		○	○
	8	撤去後の不要な箱等開口部の鉄筋補強および穴埋め	○		
	9	穴埋め後の仕上補修	○	○	○
	10	置床設置前の墨出し(置床工法の場合)	○		
外壁関係	1	外壁取付の給排気用ガラリ(接続フランジ付)	○		
	2	同上用ガラリチャンバー			○
	3	給気用ガラリ(フィルター共)	○		

		4	配管・換気扇等の取付用アルミパネル取付	○		
		5	同上アルミパネルの穴明け	○		
		6	外壁取付のウェザーカバー・ベンドキャップ取付			○
		7	同上コーキング処理			○
		8	換気扇等撤去後の不要となった開口部の閉塞	○		
		9	撤去後の不要なスリーブ等の穴埋め（補強不要箇所）		○	○
		10	穴埋め後の仕上補修	○	○	○
	内装関係	1	軽量間仕切壁・天井下地の開口補強	○		
		2	補強を要するボードの開口	○		
		3	補強を要しないボードの開口		○	○
		4	不燃メラミン化粧板の開口	○		
		5	既存間仕切壁の切込み及び補強（軽鉄・木下地部）	○		
		6	配管配線更新に伴う天井の取外し復旧・補修	○		
		7	天井伏図の作成	○		
		8	天井伏図の開口部記入	○	○	○
		9	開口部の墨出し	○	○	○
		10	天井・壁・床の点検口取付	○		
		11	衛生器具類取付用の壁及び軽鉄下地補強	○		
		12	配管用ライニング	○		
		13	天井機器（天井扇、ダウンライト、スピーカー等）取付用の下地補強	○		
		14	和風大便器及び掃兼口まわりのコーキング	○		
	設備関係	1	システムキッチン・流し台・吊戸棚	○		
		2	シャワーユニット（搬入・据付共）	○		
		3	流し台・ガス台の水切り	○		
		4	流し台の水栓類・排水金物			○
		5	流し台・水切りの配管器具取付用の開口及び補強	○		
		6	給食室内排水溝及びグレーチング蓋	○		
		7	厨房排気フード（SUS 製）			○
		8	レンジフード本体			○
		9	洗面カウンター（開口及び補強）	○		
		10	衛生器具取付			○
		11	衛生器具（和風大便器を除く）周りのコーキング処理			○
		12	化粧鏡取付	○		
		13	手すり取付	○		
		14	紙巻器取付			○
		15	洗濯機パン、排水金具			○
		16	洗濯機パン用嵩上げ架台	○		
		17	機器取付用基礎（内部）	○		
		18	機器取付用基礎（外部）	○	○	○
		19	配管配線用の架台基礎		○	○
		20	機器取付用のアンカーボルト取付		○	○
		21	機器設置に伴うフェンス	○		
		22	厨房器具類の撤去	○		
		23	危害防止装置用電源	○		
	屋外関係	1	ルーフドレン	○		
		2	雨水排水管（排水溝まで）	○		
		3	U字溝	○		

		4	屋外排水管(汚水・雑排水・雨水)			○
		5	屋外排水桝及び蓋			○
		6	舗装改修部分の排水桝蓋取替及びレベル調整			○
		7	屋外配管工事に伴うはつり工事・土工事・舗装工事		○	○
		8	犬走り部分のはつり補修工事・舗装工事(コンクリート舗装)	○		
		9	同上部の砕石敷き撤去・復旧	○		
		10	同上部の根切り埋戻し		○	○
		11	足洗場	○		
		12	屋外仮設足場	○		

千葉市建築工事特記仕様書（昇降機設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別					
	屋内					屋　外
昇　降　機　設　備	○					

２　設備概要

本工事は、千葉市立弥生小学校にエレベータの設置を行うものである。

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（機標　．．）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項　目	特　記　事　項
	１　機械設備共通事項
１　機材の工場検査	対象機材（　　）
２　出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （　　）
3　諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
4　工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　・できない）
5　足場・さん橋類	機改標第１編2.2.1によるほか下記による。 ・本工事にて設置とする。（但し、別契約の関係受注者が定置するものを除く。） ・内部仮設足場等（・　種　・　種） ・外部仮設足場等（・　種　・　種）
６　撤去材の引渡し	・なし　・あり（・金属（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金属）
7　容量等の表示	・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ・電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
8　総合調整	・本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による）　・別途 ・風量調整　・室内気流及びじんあいの測定 ・水量調整　・騒音の測定 ・室内外空気の温室度の測定　・初期運転状態の記録 ・飲料水の水質の測定
9　主任技術者	工場制作のみが行われている期間は、主任技術者の専任を要しない。

２　昇降機設備	
1　用途	・乗用兼車椅子用 バリアフリー新法及び、千葉県福祉のまちづくり条例に準拠
2　方式	・ロープ式（ ・ 機械室あり　・ 機械室なし ）
3　積載量	・450 kg　・600 kg　・750 kg　・900 kg　・1000 kg
4　定員	・5 人　・9 人　・11 人　・13 人　・15 人
5　速度	・45m/min　・60 m/min　・90 m/min
6　停止階数・出入口	・2 箇所　・3 箇所　・4 箇所 ・一方向　・二方向
7　仕様	1 三方枠　・大枠ステンレスヘアライン　・小枠ステンレスヘアライン 2 乗場扉　・鋼板製　・面一大型防犯窓付　・遮煙機能付（全階） 3 乗場敷居　・硬質アルミ製 4 防火区画仕様　・有　・無 5 特記事項　・車椅子仕様 ・視覚障害者仕様 ・音声合成オートアナウンス及び表示（各種管制運転表示共） ・防犯窓（大型） ・外部インターホン ・パーキングスイッチ付 ・停電時自動着床装置 ・火災管制運転 ・地震時管制運転（P 波、S 波） ・冠水管制運転 ・雷サージ対策付 ・高調波対策付 ・遠隔監視機能　・遠隔監視機能用インターフェイス ・非常放送スピーカー対応（消防適合品） ・耐震クラス　A (14) ・エレベータ監視盤

千葉市建築工事特記仕様書（機械設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	屋外					屋　外
空調（冷暖房）設備						
換　気　設　備						
排　煙　設　備						
自動制御設備						
衛生器具設備						
給　水　設　備						
排　水　設　備						
給　湯　設　備						
消　火　設　備						
厨房器具設備						
ガ　ス　設　備	○					
排水処理設備						
さく井設備						
撤　去　工　事	○					

２　設備概要

本工事は、千葉市立弥生小学校エレベータ設置工事に伴うガス管切り回し工事である。

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（機標　．．）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項　目	特　記　事　項
	１　機械設備共通事項
１　技能士の適用 （機標 1.5.2）	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付） ・熱絶縁施工（保温工事）
２　機材の工場検査	対象機材（・　・　・　）
３　出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （　）
4　諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
5　工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　・できない）
６　足場・さん橋類	機改標第１編 2.2.1 によるほか下記による。 ・本工事にて設置とする。

・別契約の関係受注者が設置する。
・内部仮設足場等（・　　種　・　　種）
・外部仮設足場等（・　　種　・　　種）

7　埋戻し土・盛土

・根切り土の中の良質土　・山砂の類

8　撤去材の引渡し

・なし　・あり（・金属（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金属）
・　・　・　・　）

9　容量等の表示

・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
・電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

10　総合調整

・本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による）　・別途
・風量調整　・室内気流及びじんあいの測定
・水量調整　・騒音の測定
・室内外空気の測定（・湿度　・温度）　・初期運転状態の記録
・飲料水の水質の測定

11　非破壊検査等

非破壊検査等による埋設物の調査を行う。範囲は監督職員の指示による。
なお、検査費は（・本工事　・別途）とする。

12　鋼板製煙道

ばい煙濃度計の取付座、ばいじん量測定口（直径 80mm 以上）伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。

13　吊り及び支持金物

屋外若しくは多湿部に使用するものはステンレス鋼製（SUS304）または溶融亜鉛めっき（2 種 35）処理を施したものとする。
（・槽内　・　）に使用するものはステンレス鋼製（SUS304）とする。

14　耐震措置

設備機器及び配管・ダクト等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014 年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）により行う。
下記に示す重要機器かつ１kN を超える設備機器については、その固定方法の根拠となる強度計算書を提出すること。
ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度 K_H 及び、設計用鉛直震度 $K_V=(1/2)K_H$ を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

【設計用水平地震度】

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地下階一階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

（注）1　上層階とは２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
（平屋建の場合はなし）
（注）2　水槽類には、オイルタンク等を含む。

（注）3　機器の固定について、下記にはあと施工アンカーを使用することができる。

（・　　・　　）

あと施工アンカーを使用する場合は、監督職員に次の書類を提出する。

あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し

（資格者証は一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が発行したもの、若しくはそれに準ずるもの）

作業段階確認写真

重要機器、重要水槽とは下記に示すものをいう。

重要機器

・給水装置　・排水装置　・換気機器　・空調機器　・熱源機器　・防災設備

・消火設備　・監視制御設備　・危険物貯蔵装置　・火を使用する設備

・避難経路上に設置する機器

重要水槽

・受水槽　・消火用充水タンク

15　配管

地中埋設配管（排水管を除く）

・地中埋設標　　・要（図示の場所）　・不要

・地中表示用テープ（アルミ箔付、２倍折）　・要　・不要

溶接部の非破壊検査　・要（　　）

16　屋上配管架台

ゴムパッド敷きの上設置とする。

転倒等の恐れがなく、配管からの取り外しが容易で移動可能な構造とする。

17　保温

機標第2編によるほか下記による。

・屋外露出部（・　・　・　・弁類含む　）は防凍保温を行う。その仕様は機標第2編3.1.4及び3.1.5とする。

厚さは配管の呼び径25以下のものは50mm、呼び径32以上のものは40mmとする。

・共同溝、床下ピットの保温は（機標第2編　暗渠内）の施工箇所を適用する。

ただし、塩ビライニング鋼管（VD）にて施工する場合は、保温を行わない。

・多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。）

（・浴室（ユニットは除く）　・脱衣室　・　　）

・冷水、冷温水、給水及び給湯用の屋内露出配管で、保温を行う呼び径65A以上の弁類は配管の保温仕様と同様とする。ただし、ストレーナの保温は標準仕様書のとおりとする。

【ダクトの保温の外装】

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
	各階機械室	・アルミガラスクロス
	主機械室	・アルミガラスクロス
	居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板
屋外露出・多湿箇所（　　）		・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板 ・溶融アルミニウム亜鉛鉄板

【配管の保温の外装】

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	各階機械室	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	主機械室	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	居室・廊下など	・合成樹脂製カバー　・鋼板製ダクト
	（　　）	・
屋外露出・多湿箇所（　　）		・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板 ・溶融アルミニウム亜鉛鉄板　・鋼板製ダクト

【冷媒管の保温の外装】

屋内露出	・合成樹脂製カバー　・保温化粧ケース　・鋼板製ダクト
屋外露出	・ステンレス鋼板　・保温化粧ケース　・溶融アルミニウム亜鉛鉄板 ・鋼板製ダクト

18　塗装

下記に指定する配管・ダクトは機標第2編3.2.1による塗装を行う。

屋内露出	倉庫・書庫	・ダクト　・金属電線管　・
	各階機械室	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	主機械室	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	居室・廊下など	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	（　　）	・
屋外露出・多湿箇所		・通気管　・

19　電線

電線及びケーブルの規格は機標第4編1.5.1表4.1.11による。

20　はつり

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
壁はつりに関しては、（・配筋探査　・レントゲン撮影　）を行う。

2　空気調和（冷暖房）設備

1　設計温湿度

	外気		屋内					
			一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(B)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	34.8℃	58.0%	26.0℃	50.0%	℃	%	℃	%
冬季	2.2℃	41.7%	22.0℃	40.0%	℃	%	℃	%

2　ダクト

・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（・共板フランジ　・スライドオンフランジ）
・アングルフランジ工法　・スパイラルダクト）とする。
・高圧ダクト（適用範囲は図示による。）（・　　）とする。

3　チャンバー

1 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外寸法を示す。
2 空気調和機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りし
たチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。
3 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

4　ダンパー

1 防煙ダンパー　操作方式　瞬時通電式又は電動式（DC24V、0.7A以下）
復帰方式　（・遠隔　・　　）定格入力はDC24V、0.7A以下とする。
2 ピストンダンパー　復帰方式　（・遠隔　・　　）

5　ベントキャップ

1 型式　（・平型　・丸形（深型フード）　）
2 防火ダンパー　（・有　・無　）
3 付属品　（・防虫網（給気）　・防鳥網（排気）　・ガラリ（排気）　）

6　配管材料

1 冷温水管　・
2 冷却水管　・
3 油管　・
4 蒸気管　給気管　・
還管　・
5 膨張管、空気抜き管、ドレン管及び膨張タンクよりボイラ等への給水管は、配管用炭素鋼鋼管(白)とする。
6 結露水管　・配管用炭素鋼鋼管　・硬質塩化ビニル管（VP）　・耐火二層管
・耐候性硬質ポリ塩化ビニル管　・空調用結露防止層付硬質塩化ビニル管
ただし、空調用結露防止層付硬質塩化ビニル管は下記の場所では使用しないこと。
・外気が流入する箇所　・高温多湿箇所　・多量の結露水が流れる箇所
なお、保温化粧カバー内に結露水管を入れる場合は、断熱ホースを使用してもよい。
7 補給水管　・

7　弁類	JIS 又は JV（・5K　　・10K（図示部分）） 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
8　油面制御装置	制御盤には（・給油ポンプ制御　　・満油警報　　・遠隔警報　　・電磁弁制御　　・返油ポンプ制御 ・減油警報　　・　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配線配管は製造者の標準仕様とする。
9　保温及び消音内張り	機標第 2 編 3.1.4 による。ただし、下記については本仕様による。 還りダクトの保温　　要（保温の厚さ 25㎜、範囲は図示による） 外気取入れ用ダクトの保温　要（保温の厚さ 25㎜、範囲は外壁から 1m） 排気ダクトの保温　　要（保温の厚さ 25㎜、範囲は外壁から 1m） 膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、機標第 2 編 3.1.4 の温水管の項による。 建物内の空気抜き管は、機標第 2 編 3.1.4 の温水管の項による。 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、機標第 2 編 3.1.5 の排水管の項による。 冷媒管の保温は、千葉市都市局建築部建築設備課の設備標準図による。
10　冷媒管管材	・銅管 ・断熱材被覆銅管（国交省仕様）　　・断熱材被覆銅管（一般仕様）
11　冷媒（フロン類）の充填及び回収	フロン類の充填及び回収を行った際は、充填証明書及び回収証明書を提出する。
3　換気設備	
1　ダクト	・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（・共板フランジ　　・スライドオンフランジ） ・アングルフランジ工法　　・スパイラルダクト）とする。 ・高圧ダクト（適用範囲は図示による。）（・　　）とする。 ただし、厨房用排気ダクトの板厚については千葉市火災予防条例に準ずる。
2　ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
3　ベントキャップ	1 型式　（・平型　・丸形（深型フード）　） 2 防火ダンパー　（・有　・無　） 3 付属品　（・防虫網（給気）　・防鳥網（排気）　・ガラリ（排気）　）
4　排気ダクトのシール	・厨房系統　　・浴室（シャワー室、脱衣所含む）系統
5　チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
6　保温	下記のダクトは保温を行う。 全熱交換ユニット用の室外側ダクト　（保温の厚さ 25㎜） 多湿箇所のダクト　　（保温の厚さ 50㎜） 外気取入れ用ダクト　　（保温の厚さ 25㎜、範囲は外壁から 1m） 冷暖房居室の排気ダクト　　（保温の厚さ 25㎜、範囲は外壁から 1m） スパイラルダクトの保温は、グラスウール保温板３２Ｋを使用してもよい。
4　排煙設備	

1　ダクト	・亜鉛鉄板　　・普通鉄板（厚1.6mm）
2　排煙口手動開放器（開放及び復帰方法）	・ワイヤー式　　・電気式（遠隔操作　・要　　・不要）
3　排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書（日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
5　自動制御設備	
1　電気計装工事の配線	使用する電線類はエコ（EM）電線とし、規格は機標第4編1.5.1表4.1.11の使用する電線の規格による。（機器・盤類は除く） 屋外、屋内露出の電線は、図面に特記がない限り金属電線管とする。 天井内隠ぺいの配管は、図面に特記がない限りケーブル配線とする。
6　衛生器具設備	
1　小便器用節水装置	・個別感知フラッシュ方式（・埋込　　・露出　　・一体型） 図面に特記がなければ、洗浄水量4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。
2　大便器耐火カバー	・設ける（ピット内は除く）　　・設けない
3　衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は、別途衛生器具ユニットの仕様表による。
4　大便器洗浄弁	図面に特記がなければ、洋風便器の洗浄水量は8.5L/回以下とする。 電気開閉式洗浄弁を設置する際は、（・センサー式　・タッチスイッチ式）とする。
5　衛生器具付属水栓	水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定こま式とする。
6　手洗器	手洗器は止水栓付とする。
7　温水洗浄便座	機標第5編1.1.13によるほか下記による。 加熱方式：（・貯湯式　・瞬間式） 付加機能：（・温風乾燥機能　・擬音装置　・リモコン　　）
7　厨房機器設備	
1　システム	・ドライシステム
2　機器寸法	概略寸法とする
3　燃焼器具の固定	標準図（厨房器具据付け要領）による。
8　給水設備	
1　配管材料	1上水配管 (1)一般配管　　・塩ビライニング鋼管（・VB　・VD　　） ・ポリ粉体ライニング鋼管（・PB　・PD　　） ・被覆ステンレス鋼鋼管　・ステンレス鋼鋼管 厨房、浴室等のシンダー内配管は、塩ビライニング鋼管（VD）とする。 (2)地中埋設配管　　・塩ビライニング鋼管（VD）

	・ポリ粉体ライニング鋼管（PD） ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ・水道用ポリエチレン二層管（PE）（50A 以下） ・建築設備用ポリエチレン管（PE） ※水道用ポリエチレン二層管は金属管継手接合、水道配水用ポリエチレン管は、電気融着接合とする ※敷地外配水管から量水器までは千葉県企業局または千葉市水道局の認定品とする。 2 雑用水配管 (1)一般配管　・塩ビライニング鋼管（・VA　　） (2)地中埋設配管　・塩ビライニング鋼管（・VD　　）
2　水栓	・台所流し用配管の水栓は泡沫式とする。 ・原則として、節水こま式とする。 ・水抜栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。（ただし、屋内は固定こま式とする。）
3　量水器	・親メーター（・貸与品　　） ・子メーター（・買い取り　　）
4　量水器桝	水道事業者指定品（・貸与品　・買い取り）
5　弁類	JIS 又は JV（新鉛溶出基準適合品とする） ・水道直結部分（・10K　・5K） ・その他部分　（・10K　・5K） 呼び径 65A 以上の鋳鉄製の弁はライニング弁とする。
6　水栓柱	・合成樹脂製　・アルミニウム合金製　・人造石とぎ出し製　・ステンレス製　・不凍水栓柱
7　保温	機標第 2 編 3.1.5 による。ただし、下記の部分は本仕様による。 ・鋼板製高置タンクの保温（・要　・不要） ・鋼板製受水タンクの保温（・要　・不要）
8　引込納付金等	・要（・本工事　・別途）

9　排水設備

1　配管材料	1 屋内汚水排水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・耐火二層管　・硬質塩化ビニル管（VP） ・耐候性硬質塩化ビニル管(VP) 2 屋内一般排水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・耐火二層管　・硬質塩化ビニル管（VP） ・配管用炭素鋼鋼管　・耐熱性硬質塩化ビニル管（HTVP） ・耐候性硬質塩化ビニル管(VP) 3 一般排水通気管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・耐火二層管　・硬質塩化ビニル管（VP） ・リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（RF－VP） ・耐候性硬質塩化ビニル管(VP) 4 屋外排水管　・硬質塩化ビニル管（VP）　・リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（RF－VP） ・遠心力鉄筋コンクリート管　・耐熱性硬質塩化ビニル管（HTVP） ・耐候性硬質ポリ塩化ビニル管 5 ポンプアップ配管　・排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 ・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） 6 管の接合　・配管用炭素鋼鋼管（白）の接合には機標第 2 編 2.1.2.6 による、MD ジョイントを使用してもよい。

2　洗面器等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。ただし器具トラップが32A未満の場合は排水管口径を40Aとする。 台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管（VP）でもよい。ただし、熱湯を利用する流し等の配管については、耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管（HTVP）（範囲は図示）を使用する。
3　放流納付金等	・要（・本工事　　・別途）
4　ベントキャップ	1 型式　（ ・平型　・丸形（深型フード）　） 2 防火ダンパー　（ ・有　・無　） 3 付属品　（ ・防虫網　・防鳥網　）
10　給湯設備	
1　配管材料	給湯管の材料は（・銅管　　・水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管　　・ステンレス管）とする。 （・壁　　・床）埋設をする場合は、（・保温付被覆銅管　　）を使用する。
2　弁類	JIS又はJV（新鉛浸出基準適合品とする） （・5K　　・10K（図示部分））
3　保温	湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は機標第2編3.1.5表2.3.5のｈ･(ｲ)・Ⅸによる。
11　消火設備	
1　配管材料	1 屋内消火栓用 (1)一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch-40） (2)地中埋設配管 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＰＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＰＳ（Sch-40）） 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＶＳ（Sch-40）） ・消火用ポリエチレン管（PE） 2 屋外消火栓用 (1)一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch-40） (2)地中埋設配管 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＰＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＰＳ（Sch-40）） 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＶＳ（Sch-40）） ・消火用ポリエチレン管（PE） 3 連結送水管用 (1)一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch-40） (2)地中埋設配管（外面被覆鋼管） 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＰＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＰＳ（Sch-40）） 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＶＳ（Sch-40）） 4 スプリンクラー用 (1)一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ※消火用ポリエチレン管は、電気融着接合とする。

2　保温	屋外露出配管は保温を行う。
12　排水処理設備	
1　設備方式	・雨水利用　　・排水再利用　　・厨房除害　　・浄化槽
2　手続き等	官公署への手続き又は手続き変更は、受注者が代行処理する。
3　測定表	放流水質の測定表を提出する。
13　ガス設備	
1　ガス種別	・都市ガス（供給者名　　東京ガス　　種類　13A　　発熱量　45MJ/㎥） ・液化ガス
2　配管材料	・都市ガス　　ガス事業者の供給規定による。 ・液化ガス　　(1)屋内　　・配管用炭素鋼鋼管（白） (2)屋外露出　・ (3)地中埋設　・
3　充てん容器	・別途（・50kg　　）×　　本　　・バルク
4　集合装置	・標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による。　　本組。
5　転倒防止等	・標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）による。
6　メーター	・親メーター（・貸与品　　） ・子メーター（・買取品　　）
7　漏洩検知装置	・要　　・不要
8　ガス漏れ警報器	・本工事（図示による）　　・別途
9　引込負担金等	・要（・本工事　　・別途）
10　業務用自動ガス遮断弁及び制御盤	・本工事（図示による）　　・別途
11　支持間隔	・ガス事業者の仕様による。
14　さく井設備	
1　ケーシング材料	・配管用炭素鋼鋼管（黒）　　・硬質塩化ビニル管（VP）
2　ボトム処理	行うこと。
3　スクリーン	パイプベース丸孔巻線型とする。（ケーシングが硬質塩化ビニル管の場合はその限りではない） 巻線材（・亜鉛めっき低炭素鋼　　・ＳＵＳ）
4　スクリーン位置	ポンプストレーナと同一でない位置とする。

5　揚水試験	・予備揚水試験　　・段階揚水試験　　・連続揚水試験　　・水位回復試験 試験の方法は機標第7編第2章2.2.1による。
6　水質検査	・水道法全項目　　・必須項目
7　残泥土等の処理	汚泥：　・場外搬出適正処理 残土：　・場外搬出適正処理　　・場内敷均し 清水：　・場内水路等に適正処理
8　掘削方法	・パーカッション式　　・ロータリー式　　・ダウンザホールハンマ式
9　電気検層	測定方法　・連続測定　　・スポット測定（深度1mごと）
10　竣工時提出物	提出物は機標第7編第2章2.2.3により、提出部数は監督職員の指示による。

15　撤去工事

1　支持金物等	ダクト及び配管の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。
2　石綿含有調査	・定性分析　　・定量分析　　・分析費用は（・本工事　　・別途） 分析方法は「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長平成26年3月31日　基安化発0331第3号）による。
3　石綿撤去	・配管エルボ保温材　　・天井材　　・配管パッキン　　・外壁　　・ 関係法令に従い、適切に撤去を行うこと なお、配管エルボ保温材の撤去については下記による。 撤去方法は標準図により、該当部位は図面による。 配管継手部が石綿保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部を切断し、除去する際は下記の措置を行うこと。 作業の届出並びに除去範囲の図面及び作業要領の届出（石綿障害予防規則第５条及び同第４条） 石綿等の湿潤化（同第１３条）、保護具等の使用（同第１４条）、立入禁止措置（同第１５条） 作業主任者の選任（同第１９条）、作業者への教育（同第２７条）
4　石綿粉じん濃度の測定	下表による他、関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。 除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。

測定時期	測定場所	測定場所
処理作業前	処理作業室内 施工区画周辺又は敷地境界	・2点　　・3点　　・　点 4方向各1点
処理作業中	処理作業室内 セキュリティゾーン出入口 除じん装置排出吹出し口 施工区画周辺又は敷地境界	2点 1点 1点 4方向各1点
処理作業後 （隔離シート撤去前）		2点 4方向各1点

5　冷媒（フロン類）の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、機改標による。 (1)冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 (ｱ) 家庭用エアコン 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

	(ｲ) 業務用エアコン 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し 破壊証明書 フロン回収行程管理票の写し (2) 冷媒回収等の費用は（・本工事　　・別途）
6　発生材の処理等	特別管理産業廃棄物は（・　　）とする。 再生資源化を図るものは（・　　）とする。 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。

千葉市建築工事特記仕様書（電気設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	校舎					屋外
電灯設備	○					
動力設備	○					○
電熱設備						
雷保護設備						
受変電設備	○					
電力貯蔵設備						
発電設備						
構内情報通信網設備						
構内交換設備	○					
情報表示設備						
映像・音響設備						
拡声設備	○					
誘導支援設備	○					
テレビ共同受信設備						
監視カメラ設備						
駐車場管制設備						
防犯・入退室管理設備						
自動火災報知設備	○					
中央監視制御設備						
構内配電線路						
構内通信線路						
撤去工事						○

２　設備概要

千葉市立弥生小学校エレベータ設置工事に伴う電気設備工事

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（電標　．　．　．　）内の表示番号は、電標の該当事項又は当該表を示す。

項目	特記事項
1 機材の工場検査	対象機材　（　・　　・　　・　　）
2 電気工作物の種類	・　事業用電気工作物　　・　一般電気工作物
3 電気工事士	契約電力５００ｋW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
4 諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
5 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　　・できない）

6 足場・さん橋類	電改標第１編 2.2.2 によるほか下記による。 ・本工事にて設置とする。 ・別契約の関係受注者が設置する。 ・内部仮設足場等（・　　種　・　　種） ・外部仮設足場等（・　　種　・　　種）
7 撤去材の引渡し	・なし　　・あり（　　）
8 耐震措置	設備機器及び配管等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014 年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）により行う。 １kN を超える設備機器については、その固定方法の根拠となる強度計算書を提出すること。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度 KH 及び、設計用鉛直震度 KV＝(1/2)KH を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 【設計用標準水平震度】

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地下階一階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

（注）1　上層階とは２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
（平屋建の場合はなし）

（注）2　水槽類には、オイルタンク等を含む。

（注）3　機器の固定について、下記にはあと施工アンカーを使用することができる。
（・　　・　　）
あと施工アンカーを使用する場合は、監督職員に次の書類を提出する。
あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し
（資格者証は一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が発行したもの、若しくはそれに準ずるもの）
作業段階確認写真

重要機器
・配電盤類　・発電装置（防災用）　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
・交換機　・自動火災報知受信機　・中央監視装置

（注）1 設備改修工事に伴う電気設備工事の場合、電気設備の重要度は改修する機械設備の重要度に準じること

9 はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
10 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として予め動作確認を行った後に取外し、清掃及び絶縁抵抗測定を行った後、取り付ける。 ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。

11 高圧幹線

水トリー現象が発生する可能性のある経路を布設する場合は、その経路全体を JCS4395 に規定する 3 層押出型ケーブルとする。

12 高圧ケーブル接続

屋外で高圧ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、被覆の収縮対策としてのシーストッパー等の対策を講じる。

13 電線本数管路等

分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて図面と相違しても差し支えない。

14 呼び線

長さ１m以上の入線しない電線管には、電線太さ１．２mm 以上の被覆鉄線を挿入する。

15 金属製電線管等の塗装

亜鉛メッキ面は、汚れ、付着物及び油類を除去し、合成樹脂調合ペイント（ＳＯＰ）指定色２回塗りとする。

・　下記の配管は塗装を行う。

（　・　電気室　・　機械室　・　発電機室　・　屋外露出　・　屋内露出　　）

・　特記無き屋外配管は、溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

・　特記無き屋外プルボックスの仕様は屋外形とし、材質は下記を適用する。

（　・溶融亜鉛メッキ　・　ステンレス　　）

16 照度測定

照明改修を行う際の測定は下記のとおり対応すること。

・一般照明

居　　室：改修前後の照度の測定を行う。

居室以外：改修後の照度の測定を行う。

・非常用照明装置

改修後の照度測定を行う。

なお、測定箇所と測定数は監督員との協議による。

17 地中埋設深さ

図面に特記なき地中埋設管の埋設深さについては地表面から（　0.6　m）以上とする。

ただし、舗装がある場合には（・舗装表層の下面より　・路盤材の下面より）計測した深さとする。

18 地中線の埋設標

構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。

（・鉄製（　２　箇所）　・コンクリート製（　１　箇所）　　）

地中埋設管路を新設する際、埋設深さ半分の位置に埋設標識シート(2 倍長) を設けること。

19 接地極

接地極の材料は下記による。

なお、接地銅板ＥＰは９００×９００×１．５ｔ以上、接地棒ＥＢは１０φ×１，０００mm以上とする。

接地の種類			記号	接地抵抗値	接地極
電力接地	・	共同接地	E_AE_D	10Ω以下	EP
	・	共同接地	$E_AE_CE_D$	10Ω以下	EP
	・	A種接地	E_A	10Ω以下	EP
	・	B種接地	E_B	※	EP
	・	C種接地	E_C	10Ω以下	・EP　・EB
	・	D種接地	E_D	100Ω以下	EB
通信接地	・	構内交換機（陽極）	E_t	10Ω以下	・EP　・EB
	・	通信用	E_{At}	10Ω以下	・EP　・EB
	・	通信用	E_{Dt}	100Ω以下	EB
	・	高圧避雷器	E_{LH}	10Ω以下	EP
	・	避雷設備	E_L	10Ω以下	EP
	・	測定用	E_0	—	EB
	・				

※　電力会社との協議による。

20 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。

ただし、下表によりがたい場合は監督職員との協議による。

	名称	測点	取付高（mm）
共通	取引用計器 引込開閉器・警報盤	地上～上端 床上～中心	２，０００ １，５００
電灯	分電盤 スイッチ（一般） 〃　（障害者用） コンセント（一般） 〃　（和室） 〃　（台上） 〃　（車庫） ブラケット（一般） 〃　（踊場） 〃　（鏡上） 避難口誘導灯 廊下通路誘導灯	床上～中心 〃 〃 〃 〃 台上～中心 床上～中心 〃 〃 鏡上端～中心 床上～下端 床上～上端	１，５００ （上端１，９００以下） １，３００ １，０５０ ３００ １５０ １５０ ８００ ２，１００ ２，５００ １５０ １，５００以上 １，０００以下
動力	壁掛形制御盤 開閉器箱 操作スイッチ・押ボタン	床上～中心 〃	１，５００ （上端１，９００以下） １，５００ １，３００
電話	室内端子盤（廊下・室内） 中間端子盤（ＥＰＳ，電気室） 集合保安器箱 壁付位置ボックス 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～下端 床上～中心 〃 〃 〃	３００ １，５００ （天井高）　×　０．９ ３００ １５０
時計・拡声	壁掛形親時計 子時計・壁掛形スピーカー アッテネータ	床上～中心 〃 〃	１，５００ （天井高）　×　０．９ １，３００
表示	表示盤 壁付発信機 ベル・ブザー 押ボタン 〃　（身障者用） 身障者用表示灯	床上～中心 〃 〃 〃 〃 〃	（天井高）　×　０．９ １，３００ （天井高）　×　０．９ １，３００ ９００ ２，０００
インターホン	インターホン 〃　（身障者用） 壁付位置ボックス （壁付インターホンを除く） 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～中心 〃 〃 〃	１，３００ １，１００ ３００ １５０
テレビ共同受信	機器収容箱 壁付位置ボックス 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～中心 〃 〃	１，８００ ３００ １５０
火災報知	受信機・副受信機 機器収容箱・発信器 ベル 消火栓表示灯	床上～操作部 床上～中心 〃 〃	８００～１，５００ ８００～１，５００ （天井高）　×　０．９ （天井高）　×　０．８

【備考】（天井高）×０．８及び（天井高）×０．９は、
天井高が２，５００～３，０００mm の場合に適用する。

21 用途表示

プルボックス等を新規に取付ける場合は、その用途がわかるように表面に表示（屋外は耐候性のあるもの）を行うこと。

盤内に単相 200V 回路がある場合は、電圧の表示を行うこと。

22 全館停電工事	全館停電工事においては、監督職員の立会いの他、下記の設備がある場合、事前に協議、調整すること。また、電気主任技術者の立会いは（・必要　・不要）とする。 （機械警備設備　自動火災報知設備　構内交換設備　構内情報通信網設備　　）
23 撤去機器の調査等	・ＰＣＢ 下記の機器を撤去する場合、ＰＣＢの分析調査または確認を行い結果の書類にして報告する事。 （・変圧器（　　台）　・コンデンサ（　　台）　・照明器具の安定器（全て）　　） ＰＣＢの含有が確認された場合の処分方法は、監督職員の指示に従うこと。 ・イオン化式感知器 イオン化式感知器を撤去する場合は、監督職員に報告するとともに処理ついて製造会社等に確認し適正に廃棄すること。 ・天井材　・床材　・外壁　・配管パッキン　・配管エルボ保温材 関係法令に従い、適切に撤去を行うこと なお、配管エルボ保温材の撤去については下記による。 撤去方法は標準図により、該当部位は図面による。 配管継手部が石綿保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部を切断し、除去する際は下記の措置を行うこと。
24 石綿撤去	作業の届出並びに除去範囲の図面及び作業要領の届出（石綿障害予防規則第５条及び同第４条） 石綿等の湿潤化（同第１３条）、保護具等の使用（同第１４条）、立入禁止措置（同第１５条） 作業主任者の選任（同第１９条）、作業者への教育（同第２７条）

千葉開府９００年記念ロゴマーク等の掲示に関する特記仕様書

１　千葉開府９００年記念事業（以下、「記念事業」という。）とは、令和８年に千葉開府９００年を迎えるにあたり、「千葉開府９００年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。

２　記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。

（１）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、ロゴマーク・キャッチコピーを公衆が見やすい場所へ掲示するものとする。

３　ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。

（１）掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、下記に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。

（２）使用にあたっては、「千葉開府９００年記念ロゴマーク及びキャッチコピーデザインガイドライン」を順守すること。

（３）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。

（４）ロゴマーク・キャッチコピーの表示方法は、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。

（５）記念事業の実施は、記念期間終了の令和９年３月３１日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
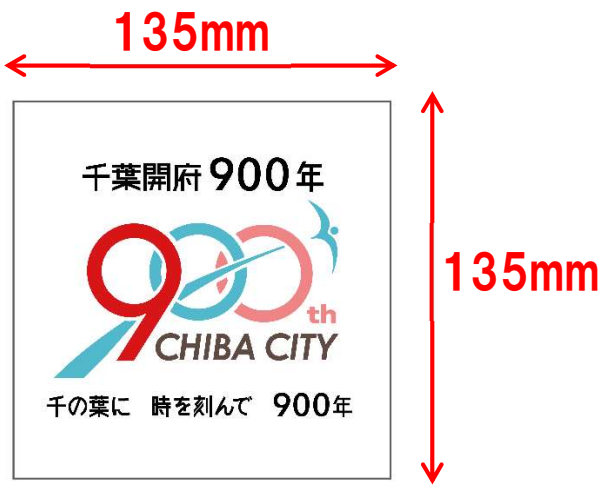
４　記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。